

## 第733回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年10月 3日（木） 12時から
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
  - (1) 消費税引上に伴う分類の特例扱い等について（少額合算関係）【資料1】  
坂口 統括審査官
  - (2) コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について 【資料2】  
永井 統括審査官
  - (3) ワシントン条約に係る制度の導入について（ワニ皮タグ制度）【資料3】  
(科学施設登録制)【資料4】  
高橋 特別審査官
  - (4) 日米貿易交渉の状況について 【資料なし】  
中澤 原産地調査官
  - (5) 知的財産侵害物品の差止状況について（知財） 【資料5】  
粥川 知的財産調査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 令和元年11月20日(水) 12:00～  
開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室  
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください  
公益財団法人日本関税協会横浜支部  
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758  
E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物 <u>（適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。）</u> を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、<u>下記(3)の規定に留意のうえ</u>、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50% を</p>	<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50% を</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。<u>(3)のニの(イ)において同じ。</u>）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>(1)の方法により少額品目をとりまとめて行う申告の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p><u>ハ 消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。</u></p> <p>ニ（省略）</p> <p>ホ（省略）</p>	<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p><u>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</u></p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。<u>(3)のハの(イ)において同じ。</u>）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ（同左）</p> <p>ニ（同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物（<u>適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。</u>）を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、<u>下記(3)の規定に留意のうえ、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50% を</p>	<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50% を</p>



## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)の<u>ニ</u>の(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>(1)の方法により少額品目を取りまとめて行う申告の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p><u>ハ 消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。</u></p> <p><u>ニ</u> （省略）</p> <p><u>ホ</u> （省略）</p>	<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p><u>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</u></p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)の<u>ハ</u>の(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p><u>ハ</u> （同左）</p> <p><u>ニ</u> （同左）</p>

## 横浜通関業会消費税の軽減税率制度説明会における質疑応答等

(説明会日程)

宮城地区(仙台港国際ビジネスサポートセンター(アクセル)):2019.9.19

本関地区(横浜税関本関7F):2019.9.20

No.	質問事項概要	詳細	回答
1	輸入された飲食料品のその後の販売	輸入申告時に飲食料品として判定して、軽減税率を適用して許可を受けた貨物が、国内引取り後に飼料として取引され際の取扱いを伺いたい。	輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として、国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。
2	酒類の原料の取扱いについて	酒税法に該当する酒類は、軽減税率の対象品目から除外されていますが、蒸留酒の原料となる物品は軽減税率は適用されますか。	蒸留酒を製造するための原材料である物品(麦など)は食品表示法で定義される「食品」に該当し、酒税法で定義する酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供するものであることから、その輸入は軽減税率の適用対象となります。
3	一体貨物に含まれる食品に係る部分の割合の合理的な方法による計算ができない場合について	一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が、課税価格、国内販売価格や製造原価等価格資料が入手困難なため、合理的な方法により計算が行えない場合は、標準税率を適用することとなりますか。	輸入する一体貨物について、食品に係る部分の価額に占める割合を合理的な方法により計算が行うことが困難な場合には、税関にご相談ください。
4	食品サンプルの取扱い	社内検討用としての目的で食品サンプルを輸入する場合は軽減税率の適用は可能か	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。したがって、「飲食料品」として軽減税率の適用を受けて輸入したものを、結果として飲食に供しない食品サンプルとして使用した場合について、事後に標準税率に修正する必要はありません。他方、人の飲食に供しないものとして輸入する食品のサンプルについては、標準税率が適用されます。
5	予備申告の取扱い	9月30日に予備申告して、10月1日に本申告に切替は可能か	そのまま、本申告に切り替えるとエラーとなります。9月までは消費税コード「F2」を入力しておりますので、本申告への切り替え前に税関に連絡して軽減税率適用「F3」、標準税率適用「F4」の入力変更が必要となります。
6	検査のため許可保留となった輸入申告及び事後審査扱いの輸入申告の適用法令日	9月中に輸入申告して、10月に税関検査となっても旧税率での輸入許可書を発行して頂けるのか。また同様に9月中に輸入申告して事後審査扱いとなり、10月に事後審査終了となった場合は如何か。	一般的な輸入申告の法令適用日は申告の日となりますので、いずれも9月中の申告であれば、消費税は引き上げ前の税率が適用されます。
7	包装材料の取扱い	食品とともに販売される包装容器は軽減税率が適用されることになるが、輸入申告ではどうなるのでしょうか。	包装容器が飲食料品として輸入申告されるのであれば、軽減税率が適用されますが、飲食料品とは別欄で包装容器として申告されれば標準税率適用となります。
8	見本持出貨物の取扱い	食品として輸入して、事前の分析などのため輸入者の責任で見本持出しをし、結果的に商品として適さないとなり、見本持ち出し分を廃棄した場合、その見本持ち出し分の消費税はどのようになるのか。	輸入者が飲食料品として輸入したのが、申告前に飲食料品に適用しない結果となれば、飲食料品として軽減税率を適用することは困難と思われます。従って、見本持ち出し分は標準税率を適用することとなります。

No.	質問事項概要	詳細	回答
9	食品への転用可能性があるため、食品届出を行って輸入する歯磨き粉用香料の取扱い	食品としても使用が可能な香料を食品衛生法の食品届出をして輸入するのですが、その使用目的が歯磨き粉の場合、軽減税率の適用は可能ですか。	輸入者の輸入目的で軽減税率の適否が判断されますので、当初から歯磨き粉のための香料としての輸入目的があるのであれば、食品届出を行っていても標準税率が適用となります。
10	同一貨物で消費税の税率区分により欄を分けて申告したため申告価格が20万円以下となった場合の取扱い	消費税の区分により、例えばHSコードが同一でも「18万円と3万円」とに分かれて2欄申告された場合の少額合算の取扱いはどうなるのか。	同一貨物(HSコード、適用税率単位)では「21万円」となるので少額合算の対象とはならないが、統計計上では双方とも20万円未満となるので、HSコードの末尾が「E」(普通貿易統計除外扱い)で申告することになりますので、留意ください。  また、本事例は少額合算の対象とはなりません。基本通達67-4-17の規定に基づいて少額合算を行う場合には、消費税の区分により標準税率と軽減税率を分けて取りまとめた上で合算することとなりますので留意ください。
11	酒税法の酒類を使用した食品の取扱い	ウイスキーボンボンのようなアルコールを含んだ食品は、軽減税率の適用に何か問題はありますか。	酒税法に規定する酒類に該当しない商品であれば、特に問題はありませぬ。
12	食品の届出を行って輸入するが、飼料として使用する貨物の取扱い	弊社の扱い貨物で、食品届は添付されているが、納入先が飼料工場となっている貨物があるのですが、その貨物に対する軽減税率はどうなるか。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 本件のように、飼料として輸入するのであれば、食品届を提出していても標準税率が適用されます。
13	厚生労働省の確認を受けて食品届出を行わずに輸入する食品用見本の取扱い	本格的な輸入取引を前提として、最初にサンプルを輸入するのですが、厚生省の確認を受けて食品届は不要となります。分析などが目的なのですが、軽減税率の適用は可能か。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 したがって、当該食品用見本を人の飲食に供しないものとして輸入する場合(単に見本としてのみ使用し、人の飲食に供しない場合)には、標準税率が適用されます。
14	食品の飾りとして使用する笹の葉、菊の花の取扱い	お弁当などに添える飾りとしての「笹の葉」「菊の花」などは軽減税率適用が可能ですか。	飲食料品として同一所属に分類して輸入されるのであれば軽減税率の適用は可能であるが、「笹の葉」「菊の花」を飾りとして単体で、又は飲食料品とは別欄で申告する場合は標準税率が適用されることとなります。 ただし、飲食料品に分類されていても「笹の葉」「菊の花」が高価のものがある場合には、その価額の割合により標準税率が適用されることもあります。 なお、「菊の花」などは飾りにもなりますが食べられるものもあるので、輸入者の輸入目的の把握を十分に行なって頂き、飲食料品かどうかを確認することが必要となります。
15	事後調査による軽減税率の否認について	輸入時に8%として軽減税率を適用して輸入した貨物が結果として国内で10%で取引された場合、輸入者に調査で入られる事後調査で指摘されますか。	課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲食に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。 輸入申告の際に、人の飲食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、輸入後の取引において標準税率が適用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。

## コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について

### NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年9月30日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、コーンスターチ(別表第1の6の15の項)に対して令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和元年10月1日から使用可能となります。

【コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
110812099+	1108120996	その他のもの（通常時）
	1108120020	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1108120031	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108120042	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）



## ワニ皮タグを発行する制度を導入します

ワシントン条約決議に基づくワニ皮タグの制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、輸入され加工されたワニ皮を再輸出する申請者に対し、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入します。

全てのワニ目の種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）」の規制対象となっています。

加えて、ワシントン条約の決議では、ワニ目の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下、「ワニ皮」という。）の輸出入に際して追跡可能性（トレーサビリティ）確保のため、

1. 原産国が発行した識別情報を付したタグ（以下、「ワニ皮タグ」という）を添付して輸出すること
2. 再輸出国においても、輸入後の加工や分割により輸入時に添付されていたワニ皮タグがはずれた場合は、再輸出国が発行した新たなタグを添付して再輸出できること

旨が勧告されており、締約国の裁量によりこの制度を導入することができます。

我が国はワニの原産国ではありませんが、外国から輸入したワニ皮を加工して再輸出する事業者等があります。これまで我が国はワニ皮タグの制度を導入していなかったため、国内加工の際、ワニ皮タグが外れたり、分割によりワニ皮タグが当初より付いていないワニ皮が発生したりした場合には、ワシントン条約の決議に基づく識別番号を付した新たなタグを添付して再輸出することができない状況でした。

そのため経済産業省は、ワシントン条約の決議に基づき、輸入されたワニ皮を加工して再輸出する際に、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入することとしました。

本制度の導入により、ワニ皮に適切なワニ皮タグが付いていない場合の輸出入は今後認めないこととなります。これにより、違法取引の防止やワニの資源管理を目的とした当該決議に基づく国内措置の実効性を確保します。

担当 貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室長河野光浩 担当者：菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291~3292)

03-3501-1723(直通) 03-3501-0997(FAX)



(参考2) ワニ目の種の皮 (キヤレコ)



(参考1) ワニ目の種の皮 (脇腹)





เลขที่ Book No. ฉบับที่ Sheet No.		1.ใบอนุญาต PERMIT นำเข้า <input type="checkbox"/> IMPORT ส่งออก <input checked="" type="checkbox"/> EXPORT นำผ่าน <input type="checkbox"/> TRANSIT		สป.5
3.ผู้รับมอบ : Consignee		2.หมายเลขวันที่ Valid to April 30, 2018		
5.เงื่อนไขพิเศษ : Special conditions Purpose:T		6.หน่วยงานราชการผู้ออกใบอนุญาต : Management Authority Department of Fisheries, Phaholyothin Rd., Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand Fax: 66-2562-0530, Email: citesdof@yahoo.com		
7.ชื่อสามัญ : Common name	8.ชื่อวิทยาศาสตร์ : Scientific name	9.ลักษณะของสัตว์ป่า หรือซากของสัตว์ป่า : Description	10.บัญชีไซตัสที่มา : Appendix/Source	11.จำนวน/น้ำหนัก : Quantity ↓ 数量
A. Freshwater crocodile	<i>Crocodylus siamensis</i>	Salted Skin (TH SIA 0158204-0158303) ↑ 100個のタグ番号	12. D	100,000 Pcs.
B	-- Nothing is followed --		ประเทศต้นกำเนิด:Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
C			ประเทศต้นกำเนิด:Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
D			ประเทศต้นกำเนิด:Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
12.ใบอนุญาตนี้ออกให้โดย . THIS PERMIT IS ISSUED BY Bangkok Thailand สถานที่ Place November 1, 2017 วันเดือนปี Date <i>Suttana Limthammahisorn</i> ลายมือชื่อ Signature (Suttana Limthammahisorn) Director Fisheries Resources Management and Measures Determination Division for Director General ตราประทับและบรรณานุกรมราชการ:Official stamp and title				
13.ใบนี้ถือการตรวจตราโดยเจ้าหน้าที่ของราชการ กรมส่งออก EXPORT ENDORSEMENT		14.ใบขนสินค้าเลขที่ Bill of Lading / Airway Bill No.		
คู่ชื่อหมายเลข 7. See block 7	จำนวน/น้ำหนัก : Quantity			
A. Freshwater crocodile				
B				
C				
D				
ท่าเรือออก Port of Exportation	วันเดือนปี Date	ลายมือชื่อ Signature	ตราประทับและบรรณานุกรมราชการ:Official stamp and title	

## ワニ目識別コード

種	コード
<i>Alligator mississippiensis</i>	MIS
<i>Alligator sinensis</i>	SIN
<i>Caiman crocodilus apaporiensis</i>	APA
<i>Caiman crocodilus chiapasius</i>	CHI
<i>Caiman crocodilus crocodilus</i>	CRO
<i>Caiman crocodilus fuscus</i>	FUS
<i>Caiman latirostris</i>	LAT
<i>Caiman yacare</i>	YAC
<i>Crocodylus acutus</i>	ACU
<i>Crocodylus cataphractus</i>	CAT
<i>Crocodylus intermedius</i>	INT
<i>Crocodylus johnsoni</i>	JOH
<i>Crocodylus mindorensis</i>	MIN
<i>Crocodylus moreletii</i>	MOR
<i>Crocodylus niloticus</i>	NIL
<i>Crocodylus novaeguineae</i>	NOV
<i>Crocodylus palustris</i>	PAL
<i>Crocodylus porosus</i>	POR
<i>Crocodylus rhombifer</i>	RHO
<i>Crocodylus siamensis</i>	SIA
<i>Gavialis gangeticus</i>	GAV
<i>Melanosuchus niger</i>	NIG
<i>Osteolaemus tetraspis</i>	TET
<i>Paleosuchus palpebrosus</i>	PAP
<i>Paleosuchus trigonatus</i>	TRI
<i>Tomistoma schlegelii</i>	SCH



## 科学施設間のワシントン条約対象貨物の輸出入手続を簡素化します

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入手続を簡素化する制度を本年10月より導入します。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）では、指定する動植物やそれらを使用した製品等（以下、「貨物」という）を外国との間で輸出入する場合、個別の輸出手続き及び貨物によっては輸入手続が必要とされています。

一方、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、条約事務局に登録された科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入については、各国管理当局（日本においては当省）が認めるラベルを当該貨物に付すことにより、例外として条約に基づく輸出入手続の免除が認められています。

これまで我が国は、同制度を導入していませんでしたが、既に世界では先進国の大半を含む72か国で導入され、我が国の科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担も増大していることから、有識者による検討会議において科学研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止するための方策について検討を重ね、本年10月より当該制度を導入することとしました。

本制度の導入により、輸出入管理体制の構築等の所要の届出を行った科学施設の中で適切と認められる施設には、外国為替及び外国貿易法に基づく包括的な輸出入承認証（最大3年有効）が発行され、管理当局によって条約事務局に登録されるとともに、登録された国内外の施設間における貨物の輸出入は、ラベルを貨物に付すこと等を条件として、個別の輸出入手続が省略できることとなります。

### 担当

貿易経済協力局 貿易管理部

野生動植物貿易審査室長 河野 光浩

担当者： 菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291～3292)

03-3501-1723（直通）

03-3501-0997（FAX）

1. 包括承認の種類及び対象

(2) 包括承認の対象

- ① 輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 別表第二の36の項に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について (平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号) で定める地域 (北朝鮮を除く。以下「締約国等」という。) であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条六に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設 (以下「外国特定科学施設」という。) に貨物が送付されるもの。
- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表 (昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。) 二の二の表の第2の1、三の7の(3)並びに8の(2)及び(3)に掲げる貨物 (以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。) の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの
  - イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの
  - ロ ウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市に限る。) を原産地とし、輸入公表二の表の第1のウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。) の項に掲げるもの
  - ハ 種の保存法施行令別表第一又は別表第二の表一に掲げる動植物等


3. 特定科学施設包括承認の範囲

特定科学施設包括承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出及び輸入とする。

- (1) 上記1.(2)の輸出及び輸入
- (2) 輸出又は輸入する貨物は次に掲げるものに限り、かつ、合法的に取得された動植物等であること。なお、これらは冷凍標本を含み、動物標本にあつては血液及び精液を除く。
  - ① さく葉標本 (herbarium specimens)
  - ② 保存された博物館用の標本 (preserved museum specimens)
  - ③ 乾燥された博物館用の標本 (dried museum specimens)
  - ④ 包埋された博物館用の標本 (embedded museum specimens)
  - ⑤ 生きている植物 (live plant material)
- (3) 輸出又は輸入される貨物の用途が、分類学及び種の保存に関する科学研究であること。

(参考3) 諸外国のラベル (例)

※別添参照

 **Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora**  
Article VIII(e)  
SCIENTIFIC MATERIAL

1. Contents:

2. From (full name and address):

3. Registration No:

4. To (full name and address):


5. Registration No:   
Label No:

This part to be returned to the management authority immediately after use

Registration No of sender   
Registration No of recipient

Contents:

Label No:

 **Übereinkommen über den internationalen Handel mit gefährdeten Arten freilebender Tiere und Pflanzen**  
*Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora*  
Artikel VII Absatz 6 / Article VII (6)  
Wissenschaftliches Material / Scientific Material

1. Inhalt: / Contents:

2. Von (vollständiger Name und Anschrift): / From (full name and address):

3. Registrierungsnummer: / Registration No: DE

4. An (vollständiger Name und Anschrift): / To (full name and address):

5. Registrierungsnummer: / Registration Number:   
Etikett Nr.: / Label No:

**Bestell-Nr.:** [REDACTED]

Dieser Teil ist nach Verwendung unverzüglich der Vollzugsbehörde zurückzusenden  
*This part to be returned to the management authority immediately after use*

Registrierungsnummer des Absenders   
Registrierungsnummer des Empfängers

Inhalt: / Contents:

Etikett Nr.: / Label No:

**Bestell-Nr.:** [REDACTED]

様式1 (4 (1)、8 (1) 関係)

根 拠 法 規	輸出貿易管理規則第2条の2 輸入貿易管理規則第2条の4
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

### 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認申請書

※ 承認番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

申請する特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認の範囲

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の3. に掲げるもの
---

※承認又は不承認

この申請を、  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号  
 輸出貿易管理令第8条第2項  
 輸入貿易管理令第4条第1項  
 輸入貿易管理令第5条第2項 } の規定により

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の5. に掲げる条件に従うこと。
--

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。  
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。



## 知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多！

～令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

令和元年上半期（平成 31 年 1 月～令和元年 6 月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数は過去最多を更新、輸入差止点数は 3 万点を超える

- ・ 輸入差止件数は 4,497 件で、上半期の輸入差止件数としては過去最多を更新しました。
- ・ 輸入差止点数は 36,789 点で、5 年ぶりに 3 万点を超えました。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90% 超え

- ・ 仕出国（地域）別では依然として中国が大多数を占め、輸入差止件数で全体の 90.2%（4,056 件）、点数で全体の 64.3%（23,650 点）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、香港が前年同期と比べて約 42 倍（10,040 点）と、大幅に増加しました。

知的財産別：偽ブランド品などの商標権侵害物品の輸入差止点数が引き続き最多

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数・点数ともに最多となっており、輸入差止件数が全体の 99.7%（4,485 件）、輸入差止点数が全体の 98.4%（36,184 点）を占めています。

品目別：医薬品の輸入差止件数、点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

- ・ 品目別にみると、前年同期と比べて医薬品の輸入差止件数が約 40 倍、点数が約 25 倍となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、運動用具などの知的財産侵害物品の輸入差止めが引き続き散見されています。

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

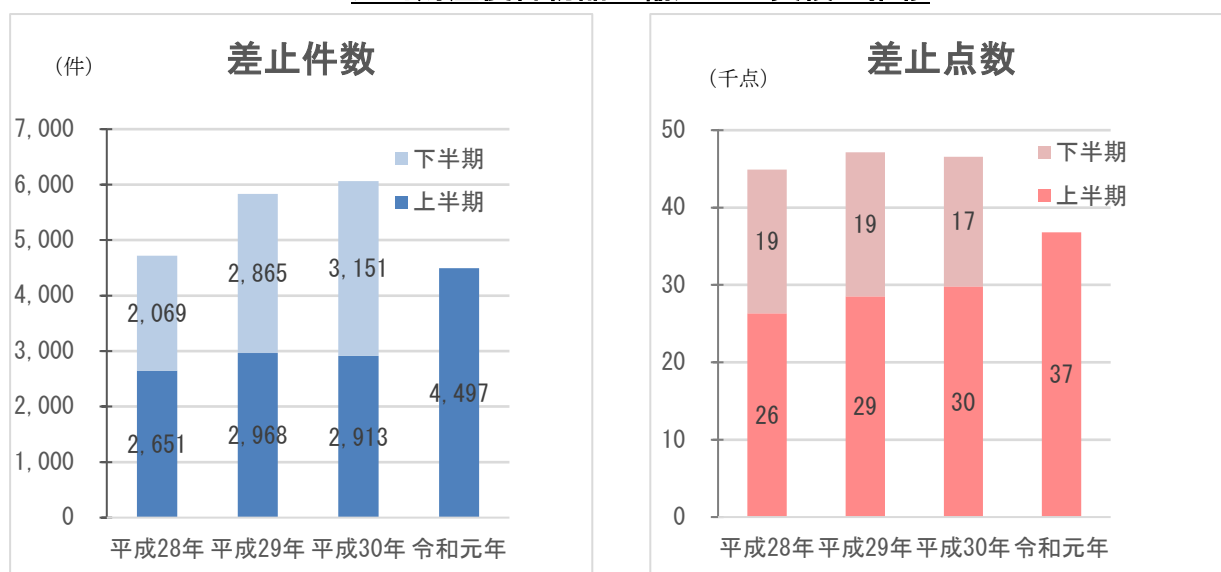
- ◆ 輸入差止件数は 4,497 件（前年同期比 54.4%増）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多でした。
- ◆ 輸入差止点数は 36,789 点（前年同期比 23.5%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 一般貨物の差止点数は 17,920 点で、前年より大幅に増加（前年同期の 2.5 倍）しています。
- ◆ 川崎外郵出張所での国際郵便物における差止件数が 4,483 件で、前年より大幅に増加（前年同期の約 1.5 倍）しています。
- ◆ 1 日平均で 24 件、203 点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1 件の輸入申告又は郵便物に 20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1 件、20 点」として計上しています。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



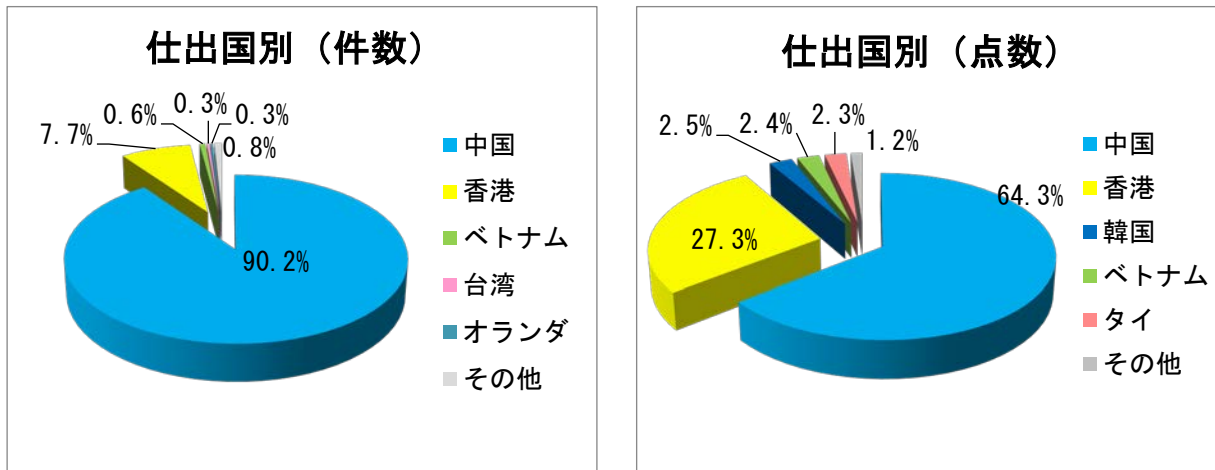
### <参考：全国実績との比較>

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%
	点数	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%
全国 実績	件数	26,034	30,627	26,005	13,833	12,844	92.9%
	点数	622,665	506,750	929,675	673,404	577,534	85.8%

## 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが4,056件（構成比90.2%）、次いで香港が347件（同7.7%）、ベトナムが29件（同0.6%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが23,650点（構成比64.3%）、次いで香港が10,040点（同27.3%）、韓国が915点（同2.5%）と続いています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

### 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

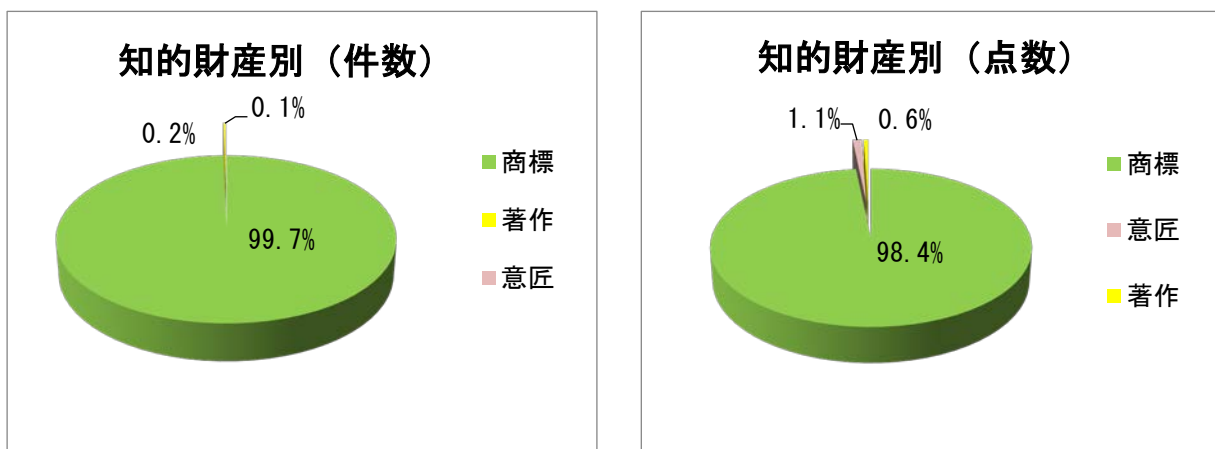


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が4,485件（構成比99.7%）で、全体の大半を占め、次いで著作権侵害物品が10件（同0.2%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が36,184点（構成比98.4%）で、件数と同様に大半を占める傾向は変わらず、次いで意匠権侵害物品が400点（同1.1%）となっています。

### 知的財産別輸入差止実績構成比



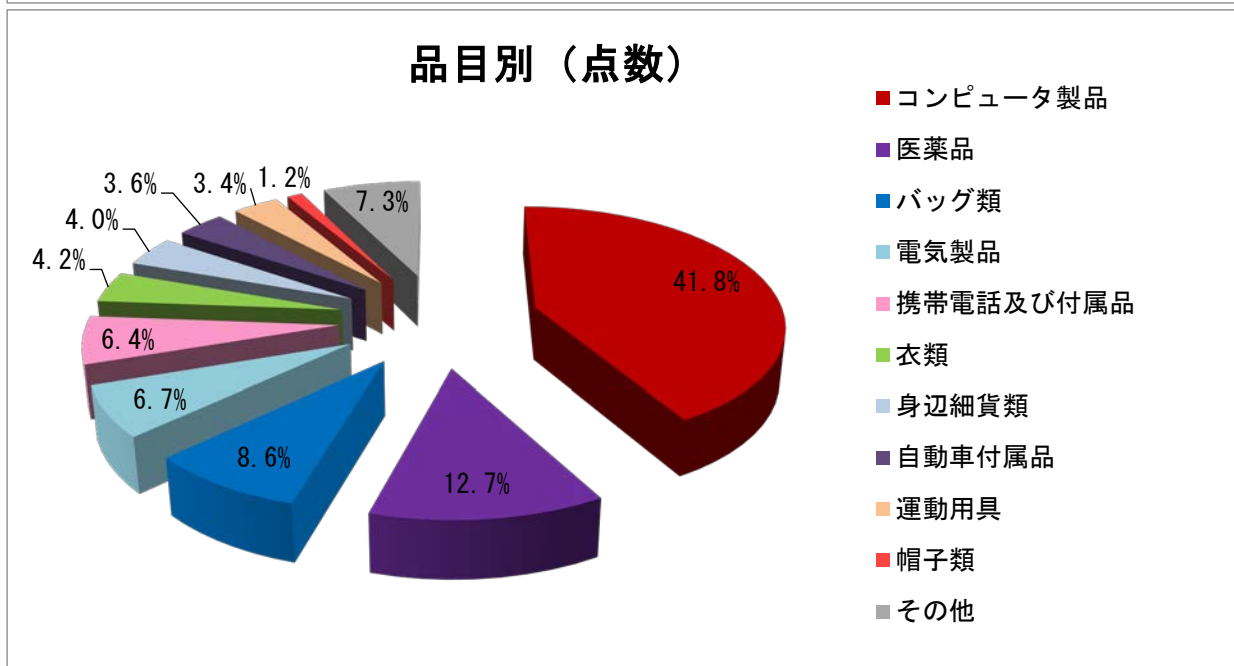
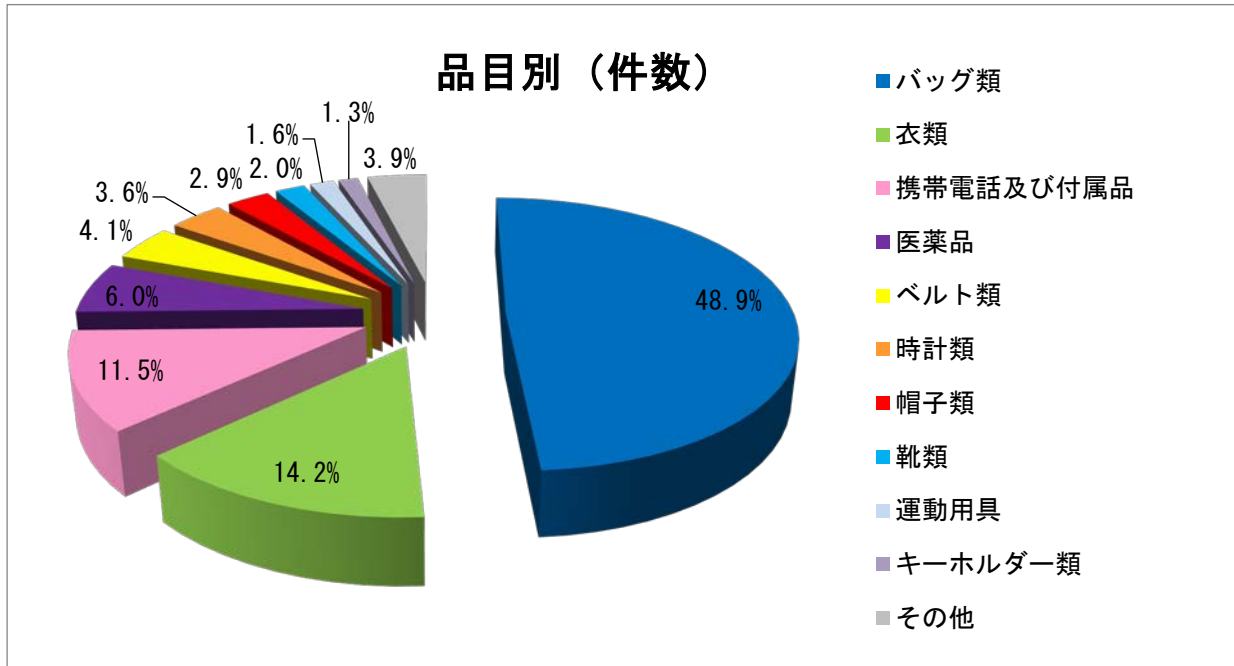
（注1）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。

（注2）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

### 3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 2,282 件（構成比 48.9%）と最も多く、次いで衣類が 661 件（同 14.2%）、携帯電話及び付属品が 537 件（同 11.5%）となっています。前年同期と比べて、医薬品の輸入差止件数が大幅に増加しています（約 40 倍）。
- ◆ 輸入差止点数は、コンピュータ製品が 15,389 点（構成比 41.8%）、次いで医薬品が 4,655 点（同 12.7%）、バッグ類が 3,167 点（同 8.6%）となっています。前年同期と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。



# 横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

## 輸入差止めが多い物品

バッグ類 (商標権)	衣類 (商標権)	携帯電話及び付属品 (著作権)
 <p>(ハンドバッグ)</p>	 <p>(コート)</p>	 <p>(スマートフォンケース)</p>

ベルト類 (商標権)	時計類 (商標権)	帽子類 (商標権)
 <p>(ベルト)</p>	 <p>(腕時計)</p>	 <p>(帽子)</p>

## 健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	眼鏡類 (商標権)	運動用具 (商標権)
 <p>(ED治療薬)</p>	 <p>(サングラス)</p>	 <p>(ゴルフグリップ)</p>

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

### 1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	4,179	5,184	5,506	2,630	4,056	154.2%	90.2%
香港	254	336	255	130	347	266.9%	7.7%
ベトナム	4	2	41	11	29	263.6%	0.6%
台湾	6	9	18	10	15	150.0%	0.3%
オランダ	28	2	43	3	13	433.3%	0.3%
その他	249	300	201	129	37	28.7%	0.8%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	36,292	40,069	35,177	21,768	23,650	108.6%	64.3%
香港	2,997	1,859	1,282	235	10,040	4272.3%	27.3%
韓国	1,997	892	718	338	915	270.7%	2.5%
ベトナム	53	15	2,871	1,980	870	43.9%	2.4%
タイ	772	1,203	5,109	4,712	856	18.2%	2.3%
その他	2,786	3,122	1,401	760	458	60.3%	1.2%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	2	1	1	1	0	全減	0.0%
	110	2,100	60	60	0	全減	0.0%
意匠権	1	22	35	21	3	14.3%	0.1%
	17	7,829	974	387	400	103.4%	1.1%
商標権	4,710	5,800	5,982	2,861	4,485	156.8%	99.7%
	44,659	34,416	44,474	28,474	36,184	127.1%	98.4%
著作権	11	18	53	33	10	30.3%	0.2%
	111	2,815	1,049	871	205	23.5%	0.6%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	0	0	1	1	0	全減	0.0%
	0	0	1	1	0	全減	0.0%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

### 3. 品目別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
バッグ類	1,201	1,675	3,188	1,384	2,282	164.9%	48.9%
衣類	113	177	391	193	661	342.5%	14.2%
携帯電話及び付属品	2,005	1,655	896	573	537	93.7%	11.5%
医薬品	102	61	58	7	281	4014.3%	6.0%
ベルト類	36	63	69	35	192	548.6%	4.1%
時計類	100	267	268	129	168	130.2%	3.6%
帽子類	52	120	65	21	134	638.1%	2.9%
靴類	782	970	735	375	92	24.5%	2.0%
運動用具	21	150	129	29	73	251.7%	1.6%
キーホルダー類	56	86	115	51	60	117.6%	1.3%
その他	517	897	617	350	182	52.0%	3.9%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
コンピュータ製品	947	2,505	5,503	5,363	15,389	286.9%	41.8%
医薬品	2,849	2,872	1,775	180	4,655	2586.1%	12.7%
バッグ類	5,577	3,307	4,880	2,260	3,167	140.1%	8.6%
電気製品	3,249	6,245	2,920	1,819	2,480	136.3%	6.7%
携帯電話及び付属品	6,154	9,157	4,209	2,082	2,349	112.8%	6.4%
衣類	1,055	5,439	2,804	887	1,530	172.5%	4.2%
身辺細貨類	1,884	1,118	2,953	1,617	1,488	92.0%	4.0%
自動車付属品	1,431	1,853	7,875	6,459	1,333	20.6%	3.6%
運動用具	775	2,936	1,772	344	1,269	368.9%	3.4%
帽子類	204	863	469	92	429	466.3%	1.2%
その他	20,772	10,865	11,398	8,690	2,700	31.1%	7.3%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### 4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
一般貨物	23	13	10	7	14	200.0%	0.3%
	8,571	14,593	8,566	7,155	17,920	250.5%	48.7%
郵便物	4,697	5,820	6,054	2,906	4,483	154.3%	99.7%
	36,326	32,567	37,992	22,638	18,869	83.4%	51.3%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

#### 5. 知的財産別輸出差止実績

令和元年上半期において、輸出差止実績はありませんでした。

### 《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官  
〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1  
TEL 045-212-6116(直通)  
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>  
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。

## 第733回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年10月 3日（木） 12時から
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
  - (1) 消費税引上に伴う分類の特例扱い等について（少額合算関係）【資料1】  
坂口 統括審査官
  - (2) コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について 【資料2】  
永井 統括審査官
  - (3) ワシントン条約に係る制度の導入について（ワニ皮タグ制度）【資料3】  
（科学施設登録制）【資料4】  
高橋 特別審査官
  - (4) 日米貿易交渉の状況について（科学施設登録制） 【資料なし】  
中澤 原産地調査官
  - (5) 知的財産侵害物品の差止状況について（知財） 【資料5】  
粥川 知的財産調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <b>令和元年11月20日(水)</b> 12:00～</p> <p>開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: <a href="mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp">bra_yokohama@kanzei.or.jp</a></p>
--



## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物（<u>適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。</u>）を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、<u>下記(3)の規定に留意のうえ、これを認めて差し支えない。</u></p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50% を</p>	<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50% を</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)の<u>ニ</u>の(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>(1)の方法により少額品目を取りまとめて行う申告の実施</u>に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p><u>ハ 消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。</u></p> <p><u>ニ</u> （省略）</p> <p><u>ホ</u> （省略）</p>	<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p><u>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</u></p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)の<u>ハ</u>の(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>この取扱いの実施</u>に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p><u>ハ</u> （同左）</p> <p><u>ニ</u> （同左）</p>



## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物（<u>適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。</u>）を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、<u>下記(3)の規定に留意のうえ</u>、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50%を</p>	<p>(関税率表等の分類の特例扱い)</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国の譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>(1) 1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第 4 条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が 20 万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において「少額品目」という。）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。</p> <p>なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 2 以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50%を</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)の<u>ニ</u>の(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>(1)の方法により少額品目を取りまとめて行う申告の実施</u>に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p><u>ハ 消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。</u></p> <p><u>ニ</u> （省略）</p> <p><u>ホ</u> （省略）</p>	<p>超える場合には、少額品目のすべてを、当該50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法</p> <p><u>ただし、消費税非課税の物品については当該物品のみをまとめて分類することとする。</u></p> <p>(2) 郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。(3)の<u>ハ</u>の(イ)において同じ。）については、(1)のロに準じて分類して差し支えない。</p> <p>(3) <u>この取扱いの実施</u>に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p><u>ハ</u> （同左）</p> <p><u>ニ</u> （同左）</p>

## 横浜通関業会消費税の軽減税率制度説明会における質疑応答等

(説明会日程)

宮城地区(仙台港国際ビジネスサポートセンター(アクセル)):2019.9.19

本関地区(横浜税関本関7F):2019.9.20

No.	質問事項概要	詳細	回答
1	輸入された飲食料品のその後の販売	輸入申告時に飲食料品として判定して、軽減税率を適用して許可を受けた貨物が、国内引取り後に飼料として取引され際の取扱いを伺いたい。	輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として、国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。
2	酒類の原料の取扱いについて	酒税法に該当する酒類は、軽減税率の対象品目から除外されていますが、蒸留酒の原料となる物品は軽減税率は適用されますか。	蒸留酒を製造するための原材料である物品(麦など)は食品表示法で定義される「食品」に該当し、酒税法で定義する酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供するものであることから、その輸入は軽減税率の適用対象となります。
3	一体貨物に含まれる食品に係る部分の割合の合理的な方法による計算ができない場合について	一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が、課税価格、国内販売価格や製造原価等価格資料が入手困難なため、合理的な方法により計算が行えない場合は、標準税率を適用することとなりますか。	輸入する一体貨物について、食品に係る部分の価額に占める割合を合理的な方法により計算が行うことが困難な場合には、税関にご相談ください。
4	食品サンプルの取扱い	社内検討用としての目的で食品サンプルを輸入する場合は軽減税率の適用は可能か	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。したがって、「飲食料品」として軽減税率の適用を受けて輸入したものを、結果として飲食に供しない食品サンプルとして使用した場合について、事後に標準税率に修正する必要はありません。他方、人の飲食に供しないものとして輸入する食品のサンプルについては、標準税率が適用されます。
5	予備申告の取扱い	9月30日に予備申告して、10月1日に本申告に切替は可能か	そのまま、本申告に切り替えるとエラーとなります。9月までは消費税コード「F2」を入力しておりますので、本申告への切り替え前に税関に連絡して軽減税率適用「F3」、標準税率適用「F4」の入力変更が必要となります。
6	検査のため許可保留となった輸入申告及び事後審査扱いの輸入申告の適用法令日	9月中に輸入申告して、10月に税関検査となっても旧税率での輸入許可書を発行して頂けるのか。また同様に9月中に輸入申告して事後審査扱いとなり、10月に事後審査終了となった場合は如何か。	一般的な輸入申告の法令適用日は申告の日となりますので、いずれも9月中の申告であれば、消費税は引き上げ前の税率が適用されます。
7	包装材料の取扱い	食品とともに販売される包装容器は軽減税率が適用されることになるが、輸入申告ではどうなるのでしょうか。	包装容器が飲食料品として輸入申告されるのであれば、軽減税率が適用されますが、飲食料品とは別欄で包装容器として申告されれば標準税率適用となります。
8	見本持出貨物の取扱い	食品として輸入して、事前の分析などのため輸入者の責任で見本持出しをし、結果的に商品として適さないとなり、見本持ち出し分を廃棄した場合、その見本持ち出し分の消費税はどのようになるのか。	輸入者が飲食料品として輸入したのが、申告前に飲食料品に適しない結果となれば、飲食料品として軽減税率を適用することは困難と思われます。従って、見本持ち出し分は標準税率を適用することとなります。

No.	質問事項概要	詳細	回答
9	食品への転用可能性があるため、食品届出を行って輸入する歯磨き粉用香料の取扱い	食品としても使用が可能な香料を食品衛生法の食品届出をして輸入するのですが、その使用目的が歯磨き粉の場合、軽減税率の適用は可能ですか。	輸入者の輸入目的で軽減税率の適否が判断されますので、当初から歯磨き粉のための香料としての輸入目的があるのであれば、食品届出を行っていても標準税率が適用となります。
10	同一貨物で消費税の税率区分により欄を分けて申告したため申告価格が20万円以下となった場合の取扱い	消費税の区分により、例えばHSコードが同一でも「18万円と3万円」とに分かれて2欄申告された場合の少額合算の取扱いはどうなるのか。	同一貨物(HSコード、適用税率単位)では「21万円」となるので少額合算の対象とはならないが、統計計上では双方とも20万円未満となるので、HSコードの末尾が「E」(普通貿易統計除外扱い)で申告することになりますので、留意ください。  また、本事例は少額合算の対象とはなりません。基本通達67-4-17の規定に基づいて少額合算を行う場合には、消費税の区分により標準税率と軽減税率を分けて取りまとめた上で合算することとなりますので留意ください。
11	酒税法の酒類を使用した食品の取扱い	ウイスキーボンボンのようなアルコールを含んだ食品は、軽減税率の適用に何か問題はありますか。	酒税法に規定する酒類に該当しない商品であれば、特に問題はありません。
12	食品の届出を行って輸入するが、飼料として使用する貨物の取扱い	弊社の扱い貨物で、食品届は添付されているが、納入先が飼料工場となっている貨物があるのですが、その貨物に対する軽減税率はどうなるか。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 本件のように、飼料として輸入するのであれば、食品届を提出していても標準税率が適用されます。
13	厚生労働省の確認を受けて食品届出を行わずに輸入する食品用見本の取扱い	本格的な輸入取引を前提として、最初にサンプルを輸入するのですが、厚生省の確認を受けて食品届は不要となります。分析などが目的なのですが、軽減税率の適用は可能か。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 したがって、当該食品用見本を人の飲食に供しないものとして輸入する場合(単に見本としてのみ使用し、人の飲食に供しない場合)には、標準税率が適用されます。
14	食品の飾りとして使用する笹の葉、菊の花の取扱い	お弁当などに添える飾りとしての「笹の葉」「菊の花」などは軽減税率適用が可能ですか。	飲食料品として同一所属に分類して輸入されるのであれば軽減税率の適用は可能であるが、「笹の葉」「菊の花」を飾りとして単体で、又は飲食料品とは別欄で申告する場合は標準税率が適用されることとなります。 ただし、飲食料品に分類されていても「笹の葉」「菊の花」が高価のものがある場合には、その価額の割合により標準税率が適用されることもあります。 なお、「菊の花」などは飾りにもなりますが食べられるものもあるので、輸入者の輸入目的の把握を十分に行なって頂き、飲食料品かどうかを確認することが必要となります。
15	事後調査による軽減税率の否認について	輸入時に8%として軽減税率を適用して輸入した貨物が結果として国内で10%で取引された場合、輸入者に調査で入られる事後調査で指摘されますか。	課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲食に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。 輸入申告の際に、人の飲食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、輸入後の取引において標準税率が適用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。

## コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について

### NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年9月30日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、コーンスターチ(別表第1の6の15の項)に対して令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和元年10月1日から使用可能となります。

【コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
110812099+	1108120996	その他のもの（通常時）
	1108120020	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1108120031	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108120042	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）



## ワニ皮タグを発行する制度を導入します

ワシントン条約決議に基づくワニ皮タグの制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、輸入され加工されたワニ皮を再輸出する申請者に対し、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入します。

全てのワニ目の種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）」の規制対象となっています。

加えて、ワシントン条約の決議では、ワニ目の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下、「ワニ皮」という。）の輸出入に際して追跡可能性（トレーサビリティ）確保のため、

1. 原産国が発行した識別情報を付したタグ（以下、「ワニ皮タグ」という）を添付して輸出すること
2. 再輸出国においても、輸入後の加工や分割により輸入時に添付されていたワニ皮タグがはずれた場合は、再輸出国が発行した新たなタグを添付して再輸出できること

旨が勧告されており、締約国の裁量によりこの制度を導入することができます。

我が国はワニの原産国ではありませんが、外国から輸入したワニ皮を加工して再輸出する事業者等があります。これまで我が国はワニ皮タグの制度を導入していなかったため、国内加工の際、ワニ皮タグが外れたり、分割によりワニ皮タグが当初より付いていないワニ皮が発生したりした場合には、ワシントン条約の決議に基づく識別番号を付した新たなタグを添付して再輸出することができない状況でした。

そのため経済産業省は、ワシントン条約の決議に基づき、輸入されたワニ皮を加工して再輸出する際に、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入することとしました。

本制度の導入により、ワニ皮に適切なワニ皮タグが付いていない場合の輸出入は今後認めないこととなります。これにより、違法取引の防止やワニの資源管理を目的とした当該決議に基づく国内措置の実効性を確保します。

担当 貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室長河野光浩 担当者：菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291~3292)

03-3501-1723(直通) 03-3501-0997(FAX)



(参考2) ワニ目の種の皮 (キヤレコ)



(参考1) ワニ目の種の皮 (脇腹)





เลขที่ Book No. ฉบับที่ Sheet No.		ใบอนุญาต PERMIT นำเข้า <input type="checkbox"/> IMPORT ส่งออก <input checked="" type="checkbox"/> EXPORT นำผ่าน <input type="checkbox"/> TRANSIT		สป.5
3. ผู้รับมอบ : Consignee		2. หน่วยงานผู้ออกใบอนุญาต : Management Authority Department of Fisheries, Phaholyothin Rd., Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand Fax: 66-2562-0530, Email: citesdof@yahoo.com		
5. เงื่อนไขพิเศษ : Special conditions Purpose: T		6. หน่วยงานราชการผู้ออกใบอนุญาต : Management Authority Department of Fisheries, Phaholyothin Rd., Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand Fax: 66-2562-0530, Email: citesdof@yahoo.com		
7. ชื่อสามัญ : Common name	8. ชื่อวิทยาศาสตร์ : Scientific name	9. ลักษณะของสัตว์ป่า หรือซากของสัตว์ป่า : Description	10. บัญชีไซตัสที่มา : Appendix/Source	11. จำนวน/น้ำหนัก : Quantity ↓ 数量
A. Freshwater crocodile	<i>Crocodylus siamensis</i>	Salted Skin (TH SIA 0158204-0158303) ↑ 100個のタグ番号	11.D ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin THAILAND ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	100,000 Pcs.
B.	-- Nothing is followed --		ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
C.			ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
D.			ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
12. ใบอนุญาตนี้ออกให้โดย . THIS PERMIT IS ISSUED BY Bangkok Thailand สถานที่ Place November 1, 2017 วันเดือนปี Date Suttana Limthammahisorn ลายมือชื่อ Signature (Suttana Limthammahisorn) Director Fisheries Resources Management and Measures Determination Division for Director General ตราประทับและบรรณานุกรมราชการ: Official stamp and title				
13. รับบันทึกการตรวจสอบโดยเจ้าหน้าที่ของราชการ กรมส่งออก EXPORT ENDORSEMENT		14. หมายเลขใบขนสินค้า Bill of Lading / Airway Bill No.		
ดูช่องหมายเลข 7. See block 7		จำนวน/น้ำหนัก : Quantity		
A. Freshwater crocodile				
B.				
C.				
D.				
ท่าเรือออก Port of Exportation	วันเดือนปี Date	ลายมือชื่อ Signature	ตราประทับและบรรณานุกรมราชการ Official stamp and title	



## ワニ目識別コード

種	コード
<i>Alligator mississippiensis</i>	MIS
<i>Alligator sinensis</i>	SIN
<i>Caiman crocodilus apaporiensis</i>	APA
<i>Caiman crocodilus chiapasius</i>	CHI
<i>Caiman crocodilus crocodilus</i>	CRO
<i>Caiman crocodilus fuscus</i>	FUS
<i>Caiman latirostris</i>	LAT
<i>Caiman yacare</i>	YAC
<i>Crocodylus acutus</i>	ACU
<i>Crocodylus cataphractus</i>	CAT
<i>Crocodylus intermedius</i>	INT
<i>Crocodylus johnsoni</i>	JOH
<i>Crocodylus mindorensis</i>	MIN
<i>Crocodylus moreletii</i>	MOR
<i>Crocodylus niloticus</i>	NIL
<i>Crocodylus novaeguineae</i>	NOV
<i>Crocodylus palustris</i>	PAL
<i>Crocodylus porosus</i>	POR
<i>Crocodylus rhombifer</i>	RHO
<i>Crocodylus siamensis</i>	SIA
<i>Gavialis gangeticus</i>	GAV
<i>Melanosuchus niger</i>	NIG
<i>Osteolaemus tetraspis</i>	TET
<i>Paleosuchus palpebrosus</i>	PAP
<i>Paleosuchus trigonatus</i>	TRI
<i>Tomistoma schlegelii</i>	SCH

## 科学施設間のワシントン条約対象貨物の輸出入手続を簡素化します

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入手続を簡素化する制度を本年10月より導入します。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）では、指定する動植物やそれらを使用した製品等（以下、「貨物」という）を外国との間で輸出入する場合、個別の輸出手続き及び貨物によっては輸入手続が必要とされています。

一方、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、条約事務局に登録された科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入については、各国管理当局（日本においては当省）が認めるラベルを当該貨物に付すことにより、例外として条約に基づく輸出入手続の免除が認められています。

これまで我が国は、同制度を導入していませんでしたが、既に世界では先進国の大半を含む72か国で導入され、我が国の科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担も増大していることから、有識者による検討会議において科学研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止するための方策について検討を重ね、本年10月より当該制度を導入することとしました。

本制度の導入により、輸出入管理体制の構築等の所要の届出を行った科学施設の中で適切と認められる施設には、外国為替及び外国貿易法に基づく包括的な輸出入承認証（最大3年有効）が発行され、管理当局によって条約事務局に登録されるとともに、登録された国内外の施設間における貨物の輸出入は、ラベルを貨物に付すこと等を条件として、個別の輸出入手続が省略できることとなります。

### 担当

貿易経済協力局 貿易管理部

野生動植物貿易審査室長 河野 光浩

担当者： 菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291～3292)

03-3501-1723（直通）

03-3501-0997（FAX）

1. 包括承認の種類及び対象

(2) 包括承認の対象

- ① 輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 別表第二の36の項に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について (平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号) で定める地域 (北朝鮮を除く。以下「締約国等」という。) であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条六に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設 (以下「外国特定科学施設」という。) に貨物が送付されるもの。
- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表 (昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。) 二の二の表の第2の1、三の7の(3)並びに8の(2)及び(3)に掲げる貨物 (以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。) の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの  
イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの  
ロ ウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市に限る。) を原産地とし、輸入公表二の表の第1のウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。) の項に掲げるもの  
ハ 種の保存法施行令別表第一又は別表第二の表一に掲げる動植物等

3. 特定科学施設包括承認の範囲

特定科学施設包括承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出及び輸入とする。

- (1) 上記1.(2)の輸出及び輸入
- (2) 輸出又は輸入する貨物は次に掲げるものに限り、かつ、合法的に取得された動植物等であること。なお、これらは冷凍標本を含み、動物標本にあつては血液及び精液を除く。
  - ① さく葉標本 (herbarium specimens)
  - ② 保存された博物館用の標本 (preserved museum specimens)
  - ③ 乾燥された博物館用の標本 (dried museum specimens)
  - ④ 包埋された博物館用の標本 (embedded museum specimens)
  - ⑤ 生きている植物 (live plant material)
- (3) 輸出又は輸入される貨物の用途が、分類学及び種の保存に関する科学研究であること。

(参考3) 諸外国のラベル (例)

※別添参照

**CITES**  
 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
 Article VIII(e)  
 SCIENTIFIC MATERIAL

1. Contents:

2. From (full name and address):

3. Registration No:

4. To (full name and address):

5. Registration No:   
 Label No:

This part to be returned to the management authority immediately after use

Registration No of sender   
 Registration No of recipient

Contents:

Label No:

**CITES**  
 Übereinkommen über den internationalen Handel mit gefährdeten Arten freilebender Tiere und Pflanzen  
 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
 Artikel VII Absatz 6 / Article VII (6)  
 Wissenschaftliches Material / Scientific Material

1. Inhalt: / Contents:

2. Von (vollständiger Name und Anschrift): / From (full name and address):

3. Registrierungsnummer: / Registration No: **DE**

4. An (vollständiger Name und Anschrift): / To (full name and address):

5. Registrierungsnummer: / Registration Number:   
 Etikett Nr.: / Label No:

Dieser Teil ist nach Verwendung unverzüglich der Vollzugsbehörde zurückzusenden  
 This part to be returned to the management authority immediately after use

Registrierungsnummer des Absenders **DE**   
 Registrierungsnummer des Empfängers

Inhalt: / Contents:

Etikett Nr.: / Label No:

様式1 (4 (1)、8 (1) 関係)

根 拠 法 規	輸出貿易管理規則第2条の2 輸入貿易管理規則第2条の4
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

### 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認申請書

※ 承認番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_ 申請年月日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

申請する特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認の範囲

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の3. に掲げるもの
---

※承認又は不承認

この申請を、  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号  
 輸出貿易管理令第8条第2項  
 輸入貿易管理令第4条第1項  
 輸入貿易管理令第5条第2項 } の規定により

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の5. に掲げる条件に従うこと。
--

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。  
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。



## 知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多！

～令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

令和元年上半期（平成 31 年 1 月～令和元年 6 月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数は過去最多を更新、輸入差止点数は 3 万点を超える

- ・ 輸入差止件数は 4,497 件で、上半期の輸入差止件数としては過去最多を更新しました。
- ・ 輸入差止点数は 36,789 点で、5 年ぶりに 3 万点を超えました。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90% 超え

- ・ 仕出国（地域）別では依然として中国が大多数を占め、輸入差止件数で全体の 90.2%（4,056 件）、点数で全体の 64.3%（23,650 点）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、香港が前年同期と比べて約 42 倍（10,040 点）と、大幅に増加しました。

知的財産別：偽ブランド品などの商標権侵害物品の輸入差止点数が引き続き最多

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数・点数ともに最多となっており、輸入差止件数が全体の 99.7%（4,485 件）、輸入差止点数が全体の 98.4%（36,184 点）を占めています。

品目別：医薬品の輸入差止件数、点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

- ・ 品目別にみると、前年同期と比べて医薬品の輸入差止件数が約 40 倍、点数が約 25 倍となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、運動用具などの知的財産侵害物品の輸入差止めが引き続き散見されています。

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

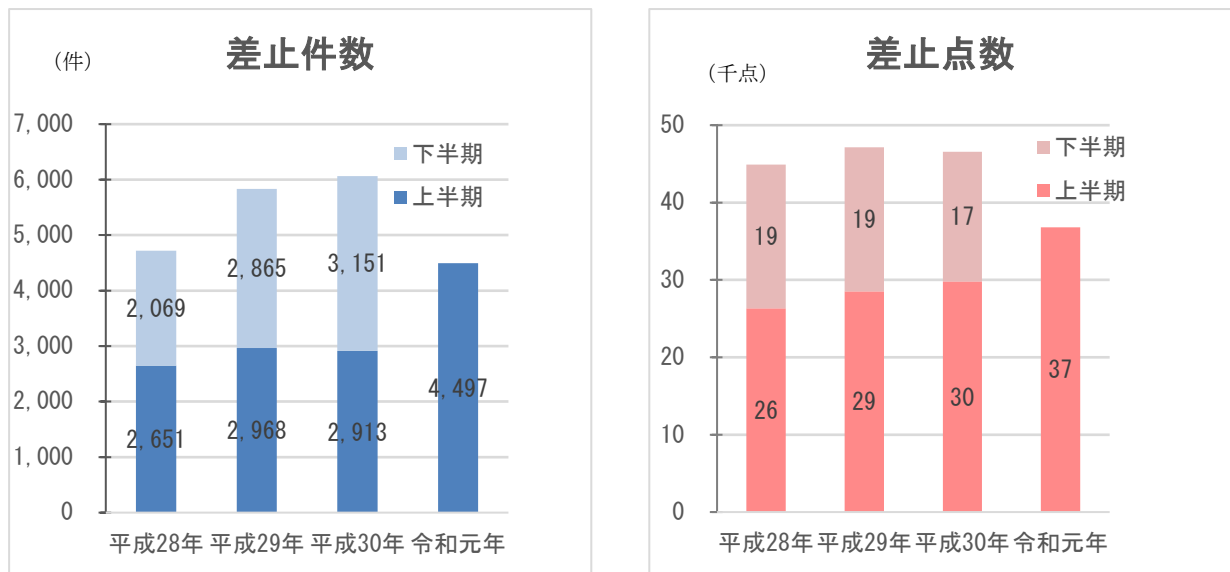
- ◆ 輸入差止件数は 4,497 件（前年同期比 54.4%増）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多でした。
- ◆ 輸入差止点数は 36,789 点（前年同期比 23.5%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 一般貨物の差止点数は 17,920 点で、前年より大幅に増加（前年同期の 2.5 倍）しています。
- ◆ 川崎外郵出張所での国際郵便物における差止件数が 4,483 件で、前年より大幅に増加（前年同期の約 1.5 倍）しています。
- ◆ 1 日平均で 24 件、203 点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1 件の輸入申告又は郵便物に 20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1 件、20 点」として計上しています。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



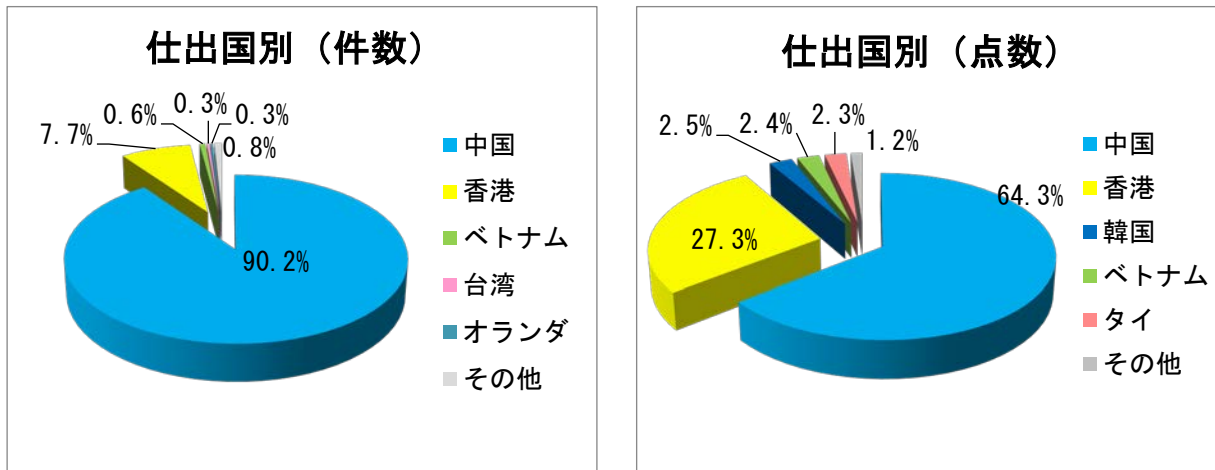
#### <参考：全国実績との比較>

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%
	点数	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%
全国 実績	件数	26,034	30,627	26,005	13,833	12,844	92.9%
	点数	622,665	506,750	929,675	673,404	577,534	85.8%

## 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが4,056件（構成比90.2%）、次いで香港が347件（同7.7%）、ベトナムが29件（同0.6%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが23,650点（構成比64.3%）、次いで香港が10,040点（同27.3%）、韓国が915点（同2.5%）と続いています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

### 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

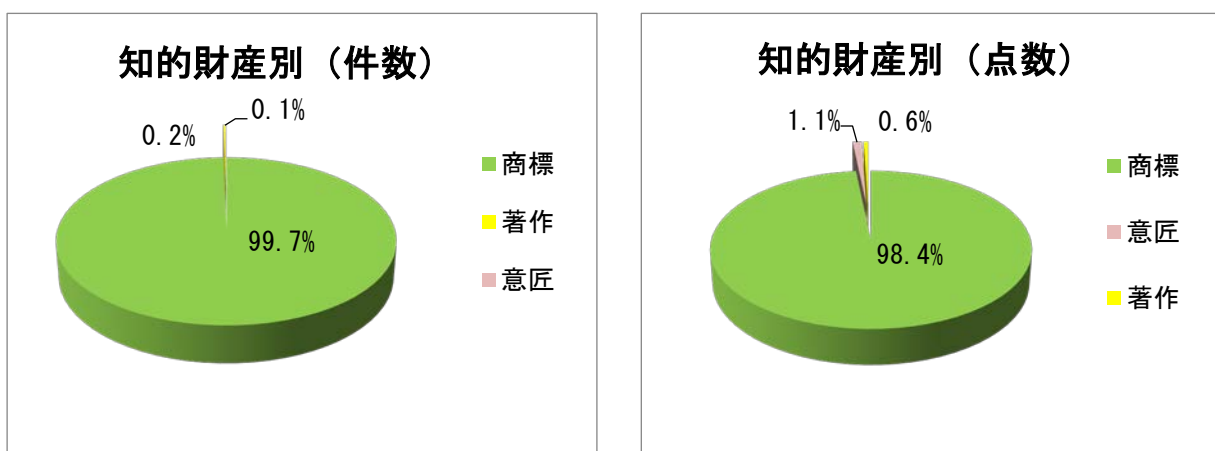


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が4,485件（構成比99.7%）で、全体の大半を占め、次いで著作権侵害物品が10件（同0.2%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が36,184点（構成比98.4%）で、件数と同様に大半を占める傾向は変わらず、次いで意匠権侵害物品が400点（同1.1%）となっています。

### 知的財産別輸入差止実績構成比



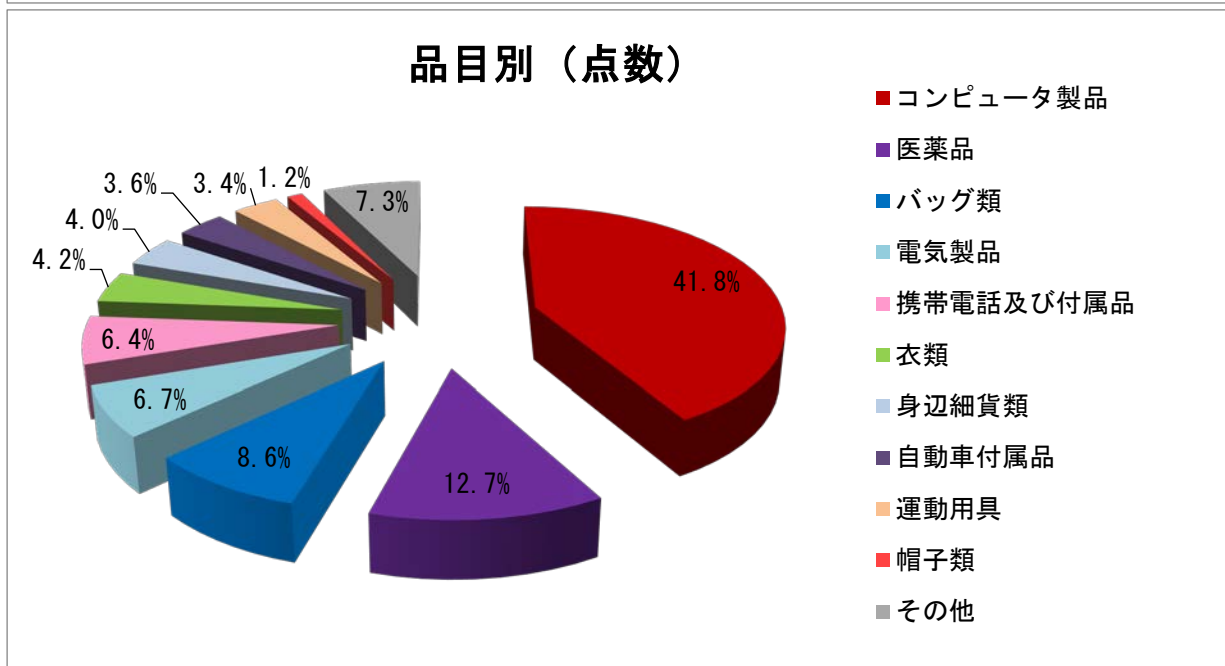
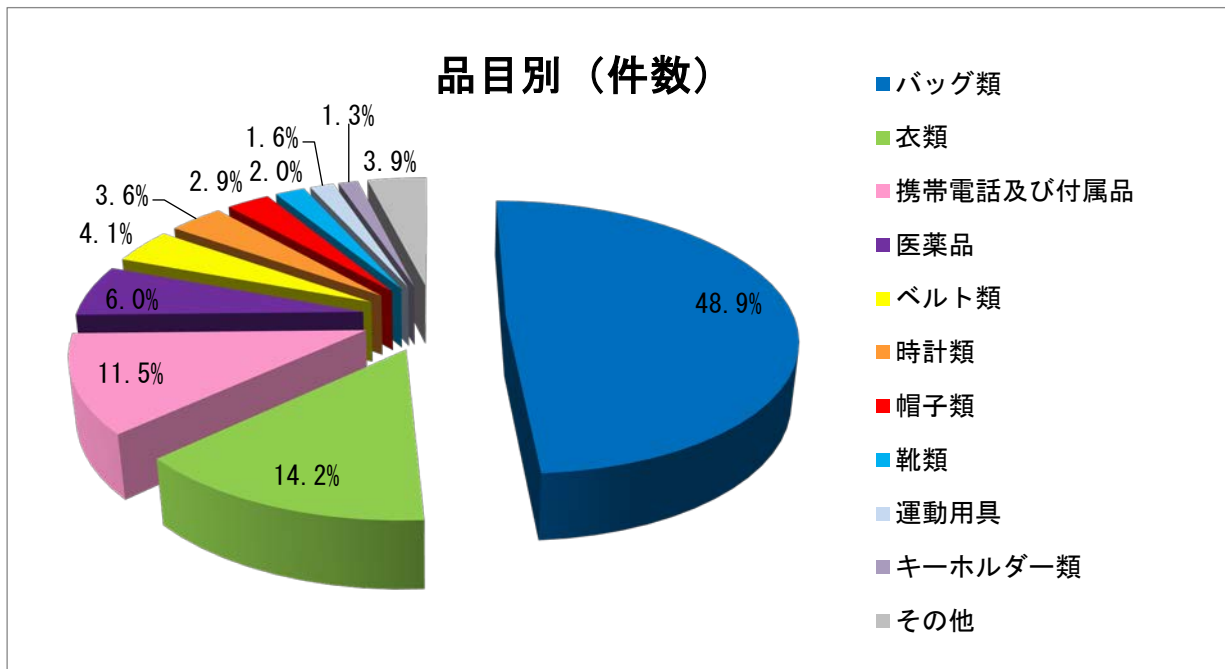
（注1） 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。

（注2） 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

### 3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 2,282 件（構成比 48.9%）と最も多く、次いで衣類が 661 件（同 14.2%）、携帯電話及び付属品が 537 件（同 11.5%）となっています。前年同期と比べて、医薬品の輸入差止件数が大幅に増加しています（約 40 倍）。
- ◆ 輸入差止点数は、コンピュータ製品が 15,389 点（構成比 41.8%）、次いで医薬品が 4,655 点（同 12.7%）、バッグ類が 3,167 点（同 8.6%）となっています。前年同期と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

## 横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

### 輸入差止めが多い物品

バッグ類 (商標権)	衣類 (商標権)	携帯電話及び付属品 (著作権)
 <p>(ハンドバッグ)</p>	 <p>(コート)</p>	 <p>(スマートフォンケース)</p>

ベルト類 (商標権)	時計類 (商標権)	帽子類 (商標権)
 <p>(ベルト)</p>	 <p>(腕時計)</p>	 <p>(帽子)</p>

### 健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	眼鏡類 (商標権)	運動用具 (商標権)
 <p>(ED治療薬)</p>	 <p>(サングラス)</p>	 <p>(ゴルフグリップ)</p>



## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

### 1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	4,179	5,184	5,506	2,630	4,056	154.2%	90.2%
香港	254	336	255	130	347	266.9%	7.7%
ベトナム	4	2	41	11	29	263.6%	0.6%
台湾	6	9	18	10	15	150.0%	0.3%
オランダ	28	2	43	3	13	433.3%	0.3%
その他	249	300	201	129	37	28.7%	0.8%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	36,292	40,069	35,177	21,768	23,650	108.6%	64.3%
香港	2,997	1,859	1,282	235	10,040	4272.3%	27.3%
韓国	1,997	892	718	338	915	270.7%	2.5%
ベトナム	53	15	2,871	1,980	870	43.9%	2.4%
タイ	772	1,203	5,109	4,712	856	18.2%	2.3%
その他	2,786	3,122	1,401	760	458	60.3%	1.2%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	2	1	1	1	0	全減	0.0%
	110	2,100	60	60	0	全減	0.0%
意匠権	1	22	35	21	3	14.3%	0.1%
	17	7,829	974	387	400	103.4%	1.1%
商標権	4,710	5,800	5,982	2,861	4,485	156.8%	99.7%
	44,659	34,416	44,474	28,474	36,184	127.1%	98.4%
著作権	11	18	53	33	10	30.3%	0.2%
	111	2,815	1,049	871	205	23.5%	0.6%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	0	0	1	1	0	全減	0.0%
	0	0	1	1	0	全減	0.0%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

### 3. 品目別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
バッグ類	1,201	1,675	3,188	1,384	2,282	164.9%	48.9%
衣類	113	177	391	193	661	342.5%	14.2%
携帯電話及び付属品	2,005	1,655	896	573	537	93.7%	11.5%
医薬品	102	61	58	7	281	4014.3%	6.0%
ベルト類	36	63	69	35	192	548.6%	4.1%
時計類	100	267	268	129	168	130.2%	3.6%
帽子類	52	120	65	21	134	638.1%	2.9%
靴類	782	970	735	375	92	24.5%	2.0%
運動用具	21	150	129	29	73	251.7%	1.6%
キーホルダー類	56	86	115	51	60	117.6%	1.3%
その他	517	897	617	350	182	52.0%	3.9%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
コンピュータ製品	947	2,505	5,503	5,363	15,389	286.9%	41.8%
医薬品	2,849	2,872	1,775	180	4,655	2586.1%	12.7%
バッグ類	5,577	3,307	4,880	2,260	3,167	140.1%	8.6%
電気製品	3,249	6,245	2,920	1,819	2,480	136.3%	6.7%
携帯電話及び付属品	6,154	9,157	4,209	2,082	2,349	112.8%	6.4%
衣類	1,055	5,439	2,804	887	1,530	172.5%	4.2%
身辺細貨類	1,884	1,118	2,953	1,617	1,488	92.0%	4.0%
自動車付属品	1,431	1,853	7,875	6,459	1,333	20.6%	3.6%
運動用具	775	2,936	1,772	344	1,269	368.9%	3.4%
帽子類	204	863	469	92	429	466.3%	1.2%
その他	20,772	10,865	11,398	8,690	2,700	31.1%	7.3%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### 4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
一般貨物	23	13	10	7	14	200.0%	0.3%
	8,571	14,593	8,566	7,155	17,920	250.5%	48.7%
郵便物	4,697	5,820	6,054	2,906	4,483	154.3%	99.7%
	36,326	32,567	37,992	22,638	18,869	83.4%	51.3%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

#### 5. 知的財産別輸出差止実績

令和元年上半期において、輸出差止実績はありませんでした。

### 《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官  
〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1  
TEL 045-212-6116(直通)  
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>  
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。

## 第733回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年10月 3日（木） 12時から
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
  - (1) 消費税引上に伴う分類の特例扱い等について（少額合算関係）【資料1】  
坂口 統括審査官
  - (2) コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について 【資料2】  
永井 統括審査官
  - (3) ワシントン条約に係る制度の導入について（ワニ皮タグ制度）【資料3】  
(科学施設登録制)【資料4】  
高橋 特別審査官
  - (4) 日米貿易交渉の状況について（科学施設登録制） 【資料なし】  
中澤 原産地調査官
  - (5) 知的財産侵害物品の差止状況について（知財） 【資料5】  
粥川 知的財産調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <b>令和元年11月20日(水)</b> 12:00～</p> <p>開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: <a href="mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp">bra_yokohama@kanzei.or.jp</a></p>
--



## 横浜通関業会消費税の軽減税率制度説明会における質疑応答等

(説明会日程)

宮城地区(仙台港国際ビジネスサポートセンター(アクセル)):2019.9.19

本関地区(横浜税関本関7F):2019.9.20

No.	質問事項概要	詳細	回答
1	輸入された飲食料品のその後の販売	輸入申告時に飲食料品として判定して、軽減税率を適用して許可を受けた貨物が、国内引取り後に飼料として取引され際の取扱いを伺いたい。	輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として、国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。
2	酒類の原料の取扱いについて	酒税法に該当する酒類は、軽減税率の対象品目から除外されていますが、蒸留酒の原料となる物品は軽減税率は適用されますか。	蒸留酒を製造するための原材料である物品(麦など)は食品表示法で定義される「食品」に該当し、酒税法で定義する酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供するものであることから、その輸入は軽減税率の適用対象となります。
3	一体貨物に含まれる食品に係る部分の割合の合理的な方法による計算ができない場合について	一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が、課税価格、国内販売価格や製造原価等価格資料が入手困難なため、合理的な方法により計算が行えない場合は、標準税率を適用することとなりますか。	輸入する一体貨物について、食品に係る部分の価額に占める割合を合理的な方法により計算が行うことが困難な場合には、税関にご相談ください。
4	食品サンプルの取扱い	社内検討用としての目的で食品サンプルを輸入する場合は軽減税率の適用は可能か	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。したがって、「飲食料品」として軽減税率の適用を受けて輸入したものを、結果として飲食に供しない食品サンプルとして使用した場合について、事後に標準税率に修正する必要はありません。他方、人の飲食に供しないものとして輸入する食品のサンプルについては、標準税率が適用されます。
5	予備申告の取扱い	9月30日に予備申告して、10月1日に本申告に切替は可能か	そのまま、本申告に切り替えるとエラーとなります。9月までは消費税コード「F2」を入力しておりますので、本申告への切り替え前に税関に連絡して軽減税率適用「F3」、標準税率適用「F4」の入力変更が必要となります。
6	検査のため許可保留となった輸入申告及び事後審査扱いの輸入申告の適用法令日	9月中に輸入申告して、10月に税関検査となっても旧税率での輸入許可書を発行して頂けるのか。また同様に9月中に輸入申告して事後審査扱いとなり、10月に事後審査終了となった場合は如何か。	一般的な輸入申告の法令適用日は申告の日となりますので、いずれも9月中の申告であれば、消費税は引き上げ前の税率が適用されます。
7	包装材料の取扱い	食品とともに販売される包装容器は軽減税率が適用されることになるが、輸入申告ではどうなるのでしょうか。	包装容器が飲食料品として輸入申告されるのであれば、軽減税率が適用されますが、飲食料品とは別欄で包装容器として申告されれば標準税率適用となります。
8	見本持出貨物の取扱い	食品として輸入して、事前の分析などのため輸入者の責任で見本持出しをし、結果的に商品として適さないとなり、見本持ち出し分を廃棄した場合、その見本持ち出し分の消費税はどのようになるのか。	輸入者が飲食料品として輸入したのが、申告前に飲食料品に適しない結果となれば、飲食料品として軽減税率を適用することは困難と思われます。従って、見本持ち出し分は標準税率を適用することになります。

No.	質問事項概要	詳細	回答
9	食品への転用可能性があるため、食品届出を行って輸入する歯磨き粉用香料の取扱い	食品としても使用が可能な香料を食品衛生法の食品届出をして輸入するのですが、その使用目的が歯磨き粉の場合、軽減税率の適用は可能ですか。	輸入者の輸入目的で軽減税率の適否が判断されますので、当初から歯磨き粉のための香料としての輸入目的があるのであれば、食品届出を行っていても標準税率が適用となります。
10	同一貨物で消費税の税率区分により欄を分けて申告したため申告価格が20万円以下となった場合の取扱い	消費税の区分により、例えばHSコードが同一でも「18万円と3万円」とに分かれて2欄申告された場合の少額合算の取扱いはどうなるのか。	同一貨物(HSコード、適用税率単位)では「21万円」となるので少額合算の対象とはならないが、統計計上では双方とも20万円未満となるので、HSコードの末尾が「E」(普通貿易統計除外扱い)で申告することになりますので、留意ください。  また、本事例は少額合算の対象とはなりません。基本通達67-4-17の規定に基づいて少額合算を行う場合には、消費税の区分により標準税率と軽減税率を分けて取りまとめた上で合算することとなりますので留意ください。
11	酒税法の酒類を使用した食品の取扱い	ウイスキーボンボンのようなアルコールを含んだ食品は、軽減税率の適用に何か問題はありますか。	酒税法に規定する酒類に該当しない商品であれば、特に問題はありませぬ。
12	食品の届出を行って輸入するが、飼料として使用する貨物の取扱い	弊社の扱い貨物で、食品届は添付されているが、納入先が飼料工場となっている貨物があるのですが、その貨物に対する軽減税率はどうなるか。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 本件のように、飼料として輸入するのであれば、食品届を提出していても標準税率が適用されます。
13	厚生労働省の確認を受けて食品届出を行わずに輸入する食品用見本の取扱い	本格的な輸入取引を前提として、最初にサンプルを輸入するのですが、厚生省の確認を受けて食品届は不要となります。分析などが目的なのですが、軽減税率の適用は可能か。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 したがって、当該食品用見本を人の飲食に供しないものとして輸入する場合(単に見本としてのみ使用し、人の飲食に供しない場合)には、標準税率が適用されます。
14	食品の飾りとして使用する笹の葉、菊の花の取扱い	お弁当などに添える飾りとしての「笹の葉」「菊の花」などは軽減税率適用が可能ですか。	飲食料品として同一所属に分類して輸入されるのであれば軽減税率の適用は可能であるが、「笹の葉」「菊の花」を飾りとして単体で、又は飲食料品とは別欄で申告する場合は標準税率が適用されることとなります。 ただし、飲食料品に分類されていても「笹の葉」「菊の花」が高価のものがある場合には、その価額の割合により標準税率が適用されることもあります。 なお、「菊の花」などは飾りにもなりますが食べられるものもあるので、輸入者の輸入目的の把握を十分に行なって頂き、飲食料品かどうかを確認することが必要となります。
15	事後調査による軽減税率の否認について	輸入時に8%として軽減税率を適用して輸入した貨物が結果として国内で10%で取引された場合、輸入者に調査で入られる事後調査で指摘されますか。	課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲食に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。 輸入申告の際に、人の飲食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、輸入後の取引において標準税率が適用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。

## コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について

### NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年9月30日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に対して令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和元年10月1日から使用可能となります。

【コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
110812099+	1108120996	その他のもの（通常時）
	1108120020	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1108120031	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108120042	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）



## ワニ皮タグを発行する制度を導入します

ワシントン条約決議に基づくワニ皮タグの制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、輸入され加工されたワニ皮を再輸出する申請者に対し、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入します。

全てのワニ目の種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）」の規制対象となっています。

加えて、ワシントン条約の決議では、ワニ目の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下、「ワニ皮」という。）の輸出入に際して追跡可能性（トレーサビリティ）確保のため、

1. 原産国が発行した識別情報を付したタグ（以下、「ワニ皮タグ」という）を添付して輸出すること
2. 再輸出国においても、輸入後の加工や分割により輸入時に添付されていたワニ皮タグがはずれた場合は、再輸出国が発行した新たなタグを添付して再輸出できること

旨が勧告されており、締約国の裁量によりこの制度を導入することができます。

我が国はワニの原産国ではありませんが、外国から輸入したワニ皮を加工して再輸出する事業者等があります。これまで我が国はワニ皮タグの制度を導入していなかったため、国内加工の際、ワニ皮タグが外れたり、分割によりワニ皮タグが当初より付いていないワニ皮が発生したりした場合には、ワシントン条約の決議に基づく識別番号を付した新たなタグを添付して再輸出することができない状況でした。

そのため経済産業省は、ワシントン条約の決議に基づき、輸入されたワニ皮を加工して再輸出する際に、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入することとしました。

本制度の導入により、ワニ皮に適切なワニ皮タグが付いていない場合の輸出入は今後認めないこととなります。これにより、違法取引の防止やワニの資源管理を目的とした当該決議に基づく国内措置の実効性を確保します。

担当 貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室長河野光浩 担当者：菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291~3292)

03-3501-1723(直通) 03-3501-0997(FAX)



(参考2) ワニ目の種の皮 (キヤレコ)



(参考1) ワニ目の種の皮 (脇腹)







เลขที่ Book No. ฉบับที่ Sheet No.		ใบอนุญาต PERMIT [REDACTED] นำเข้า <input type="checkbox"/> IMPORT ส่งออก <input checked="" type="checkbox"/> EXPORT นำผ่าน <input type="checkbox"/> TRANSIT		2 months Valid to April 30, 2018
3. ผู้รับมอบ : Consignee [REDACTED]		4. ผู้ใบอนุญาต Permittee [REDACTED]		
5. เงื่อนไขพิเศษ : Special conditions Purpose: T		6. หน่วยงานที่ออกใบอนุญาต : Management Authority Department of Fisheries, Phaholyothin Rd., Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand Fax: 66-2562-0530, Email: citesdof@yahoo.com		
7. ชื่อสามัญ : Common name	8. ชื่อวิทยาศาสตร์ : Scientific name	9. ลักษณะของสัตว์ป่า หรือซากของสัตว์ป่า : Description	10. บัญชีไซตัสที่มา : Appendix/Source	11. จำนวน/น้ำหนัก : Quantity ↓ 数量
A. Freshwater crocodile	<i>Crocodylus siamensis</i>	Salted Skin (TH SIA 0158204-0158303) ↑ 100個のタグ番号	11.D ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin THAILAND ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	100,000 Pcs.
B.	-- Nothing is followed --		ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
C.			ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
D.			ประเทศต้นกำเนิด: Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
12. ใบอนุญาตนี้ออกให้โดย . THIS PERMIT IS ISSUED BY Bangkok Thailand สถานที่ Place November 1, 2017 วันเดือนปี Date Suttinee Limthammahisorn ลายมือชื่อ Signature (Suttinee Limthammahisorn) Director Fisheries Resources Management and Measures Determination Division for Director General ตราประทับและบรรณานุกรมราชการ: Official stamp and title				
13. รับบันทึกการตรวจสอบโดยเจ้าหน้าที่ของด่านศุลกากร กรณีส่งออก EXPORT ENDORSEMENT		14. หมายเลขใบขนสินค้า Bill of Lading / Airway Bill No.		
คู่ขนานหมายเลข 7. See block 7	จำนวน/น้ำหนัก : Quantity			
A. Freshwater crocodile				
B.				
C.				
D.				
ท่าเรือออก Port of Exportation	วันเดือนปี Date	ลายมือชื่อ Signature	ตราประทับและบรรณานุกรมราชการ Official stamp and title	

## ワニ目識別コード

種	コード
<i>Alligator mississippiensis</i>	MIS
<i>Alligator sinensis</i>	SIN
<i>Caiman crocodilus apaporiensis</i>	APA
<i>Caiman crocodilus chiapasius</i>	CHI
<i>Caiman crocodilus crocodilus</i>	CRO
<i>Caiman crocodilus fuscus</i>	FUS
<i>Caiman latirostris</i>	LAT
<i>Caiman yacare</i>	YAC
<i>Crocodylus acutus</i>	ACU
<i>Crocodylus cataphractus</i>	CAT
<i>Crocodylus intermedius</i>	INT
<i>Crocodylus johnsoni</i>	JOH
<i>Crocodylus mindorensis</i>	MIN
<i>Crocodylus moreletii</i>	MOR
<i>Crocodylus niloticus</i>	NIL
<i>Crocodylus novaeguineae</i>	NOV
<i>Crocodylus palustris</i>	PAL
<i>Crocodylus porosus</i>	POR
<i>Crocodylus rhombifer</i>	RHO
<i>Crocodylus siamensis</i>	SIA
<i>Gavialis gangeticus</i>	GAV
<i>Melanosuchus niger</i>	NIG
<i>Osteolaemus tetraspis</i>	TET
<i>Paleosuchus palpebrosus</i>	PAP
<i>Paleosuchus trigonatus</i>	TRI
<i>Tomistoma schlegelii</i>	SCH



## 科学施設間のワシントン条約対象貨物の輸出入手続を簡素化します

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入手続を簡素化する制度を本年10月より導入します。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）では、指定する動植物やそれらを使用した製品等（以下、「貨物」という）を外国との間で輸出入する場合、個別の輸出手続き及び貨物によっては輸入手続が必要とされています。

一方、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、条約事務局に登録された科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入については、各国管理当局（日本においては当省）が認めるラベルを当該貨物に付すことにより、例外として条約に基づく輸出入手続の免除が認められています。

これまで我が国は、同制度を導入していませんでしたが、既に世界では先進国の大半を含む72か国で導入され、我が国の科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担も増大していることから、有識者による検討会議において科学研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止するための方策について検討を重ね、本年10月より当該制度を導入することとしました。

本制度の導入により、輸出入管理体制の構築等の所要の届出を行った科学施設の中で適切と認められる施設には、外国為替及び外国貿易法に基づく包括的な輸出入承認証（最大3年有効）が発行され、管理当局によって条約事務局に登録されるとともに、登録された国内外の施設間における貨物の輸出入は、ラベルを貨物に付すこと等を条件として、個別の輸出入手続が省略できることとなります。

### 担当

貿易経済協力局 貿易管理部

野生動植物貿易審査室長 河野 光浩

担当者： 菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291～3292)

03-3501-1723（直通）

03-3501-0997（FAX）

1. 包括承認の種類及び対象

(2) 包括承認の対象

- ① 輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 別表第二の36の項に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について (平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号) で定める地域 (北朝鮮を除く。以下「締約国等」という。) であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条六に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設 (以下「外国特定科学施設」という。) に貨物が送付されるもの。
- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表 (昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。) 二の二の表の第2の1、三の7の(3)並びに8の(2)及び(3)に掲げる貨物 (以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。) の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの  
イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの  
ロ ウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市に限る。) を原産地とし、輸入公表二の表の第1のウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。) の項に掲げるもの  
ハ 種の保存法施行令別表第一又は別表第二の表一に掲げる動植物等

3. 特定科学施設包括承認の範囲


特定科学施設包括承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出及び輸入とする。

- (1) 上記1.(2)の輸出及び輸入
- (2) 輸出又は輸入する貨物は次に掲げるものに限り、かつ、合法的に取得された動植物等であること。なお、これらは冷凍標本を含み、動物標本にあつては血液及び精液を除く。
  - ① さく葉標本 (herbarium specimens)
  - ② 保存された博物館用の標本 (preserved museum specimens)
  - ③ 乾燥された博物館用の標本 (dried museum specimens)
  - ④ 包埋された博物館用の標本 (embedded museum specimens)
  - ⑤ 生きている植物 (live plant material)
- (3) 輸出又は輸入される貨物の用途が、分類学及び種の保存に関する科学研究であること。

(参考3) 諸外国のラベル (例)

※別添参照



 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
Article VIII(e)  
SCIENTIFIC MATERIAL

1. Contents:

2. From (full name and address):

3. Registration No:

4. To (full name and address):


5. Registration No:   
Label No:

This part to be returned to the management authority immediately after use

Registration No of sender   
Registration No of recipient

Contents:

Label No:

 Übereinkommen über den internationalen Handel mit gefährdeten Arten freilebender Tiere und Pflanzen  
Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora  
Artikel VII Absatz 6 / Article VII (6)  
Wissenschaftliches Material / Scientific Material

1. Inhalt: / Contents:

2. Von (vollständiger Name und Anschrift): / From (full name and address):

3. Registrierungsnummer: / Registration No: DE

4. An (vollständiger Name und Anschrift): / To (full name and address):

5. Registrierungsnummer: / Registration Number:   
Etikett Nr.: / Label No:

Dieser Teil ist nach Verwendung unverzüglich der Vollzugsbehörde zurückzusenden  
This part to be returned to the management authority immediately after use

Registrierungsnummer des Absenders   
Registrierungsnummer des Empfängers

Inhalt: / Contents:

Etikett Nr.: / Label No:



様式1 (4 (1)、8 (1) 関係)

根 拠 法 規	輸出貿易管理規則第2条の2 輸入貿易管理規則第2条の4
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

### 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認申請書

※ 承認番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

申請する特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認の範囲

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の3. に掲げるもの

※承認又は不承認

この申請を、  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号  
 輸出貿易管理令第8条第2項  
 輸入貿易管理令第4条第1項  
 輸入貿易管理令第5条第2項 } の規定により

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の5. に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。  
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

## 知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多！

～令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

令和元年上半期（平成 31 年 1 月～令和元年 6 月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数は過去最多を更新、輸入差止点数は 3 万点を超える

- ・ 輸入差止件数は 4,497 件で、上半期の輸入差止件数としては過去最多を更新しました。
- ・ 輸入差止点数は 36,789 点で、5 年ぶりに 3 万点を超えました。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90% 超え

- ・ 仕出国（地域）別では依然として中国が大多数を占め、輸入差止件数で全体の 90.2%（4,056 件）、点数で全体の 64.3%（23,650 点）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、香港が前年同期と比べて約 42 倍（10,040 点）と、大幅に増加しました。

知的財産別：偽ブランド品などの商標権侵害物品の輸入差止点数が引き続き最多

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数・点数ともに最多となっており、輸入差止件数が全体の 99.7%（4,485 件）、輸入差止点数が全体の 98.4%（36,184 点）を占めています。

品目別：医薬品の輸入差止件数、点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

- ・ 品目別にみると、前年同期と比べて医薬品の輸入差止件数が約 40 倍、点数が約 25 倍となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、運動用具などの知的財産侵害物品の輸入差止めが引き続き散見されています。

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

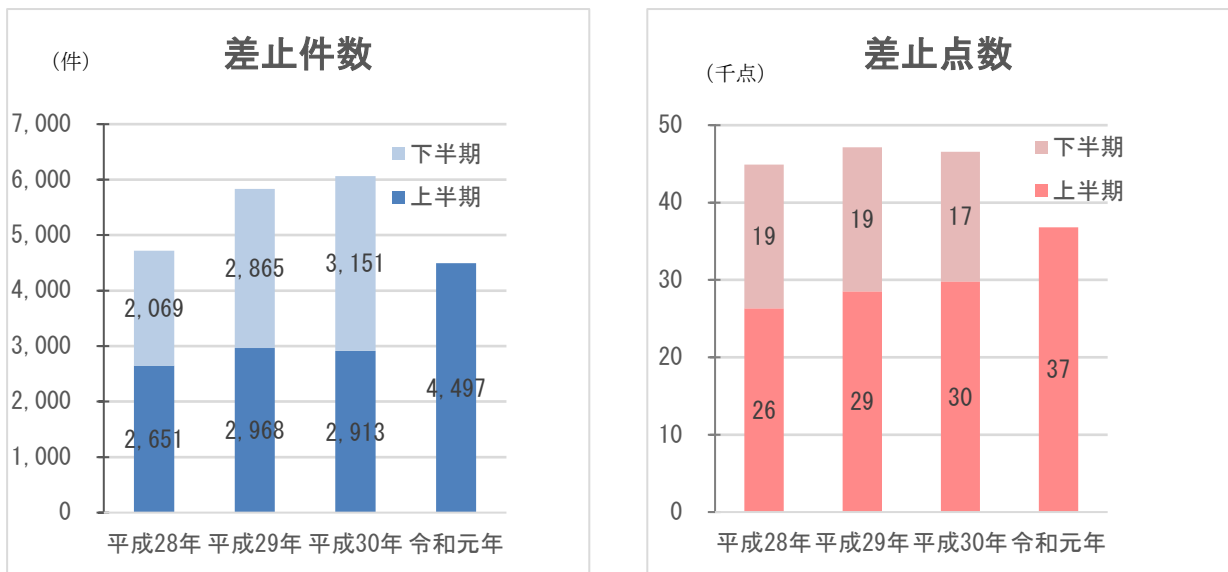
- ◆ 輸入差止件数は 4,497 件（前年同期比 54.4%増）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多でした。
- ◆ 輸入差止点数は 36,789 点（前年同期比 23.5%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 一般貨物の差止点数は 17,920 点で、前年より大幅に増加（前年同期の 2.5 倍）しています。
- ◆ 川崎外郵出張所での国際郵便物における差止件数が 4,483 件で、前年より大幅に増加（前年同期の約 1.5 倍）しています。
- ◆ 1 日平均で 24 件、203 点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1 件の輸入申告又は郵便物に 20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1 件、20 点」として計上しています。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



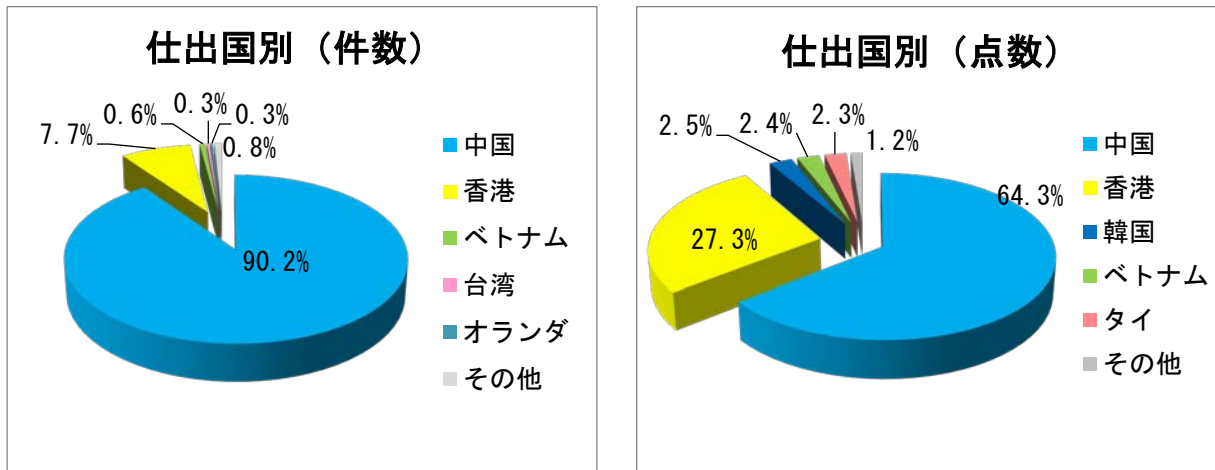
#### <参考：全国実績との比較>

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%
	点数	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%
全国 実績	件数	26,034	30,627	26,005	13,833	12,844	92.9%
	点数	622,665	506,750	929,675	673,404	577,534	85.8%

## 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが4,056件（構成比90.2%）、次いで香港が347件（同7.7%）、ベトナムが29件（同0.6%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが23,650点（構成比64.3%）、次いで香港が10,040点（同27.3%）、韓国が915点（同2.5%）と続いています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

### 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

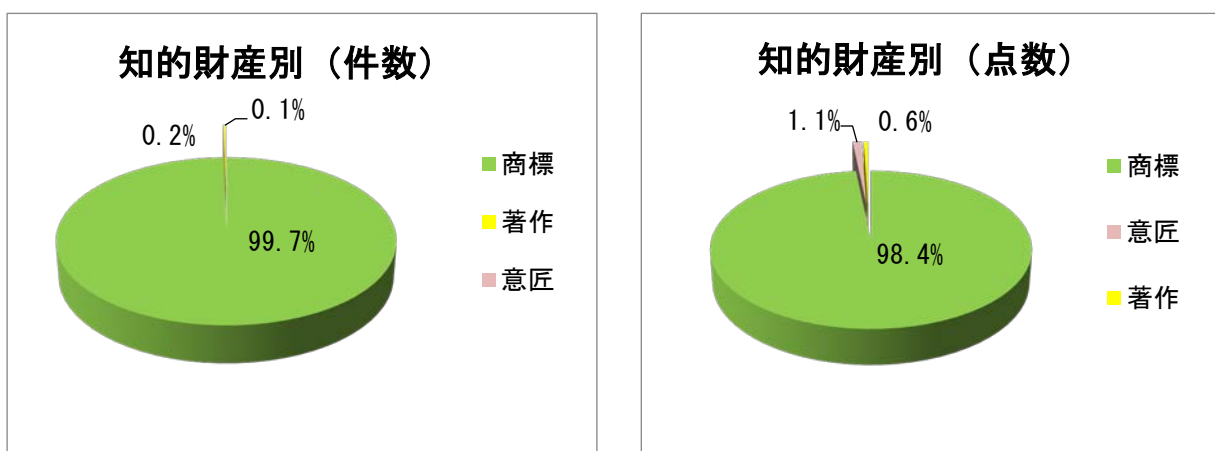


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が4,485件（構成比99.7%）で、全体の大半を占め、次いで著作権侵害物品が10件（同0.2%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が36,184点（構成比98.4%）で、件数と同様に大半を占める傾向は変わらず、次いで意匠権侵害物品が400点（同1.1%）となっています。

### 知的財産別輸入差止実績構成比



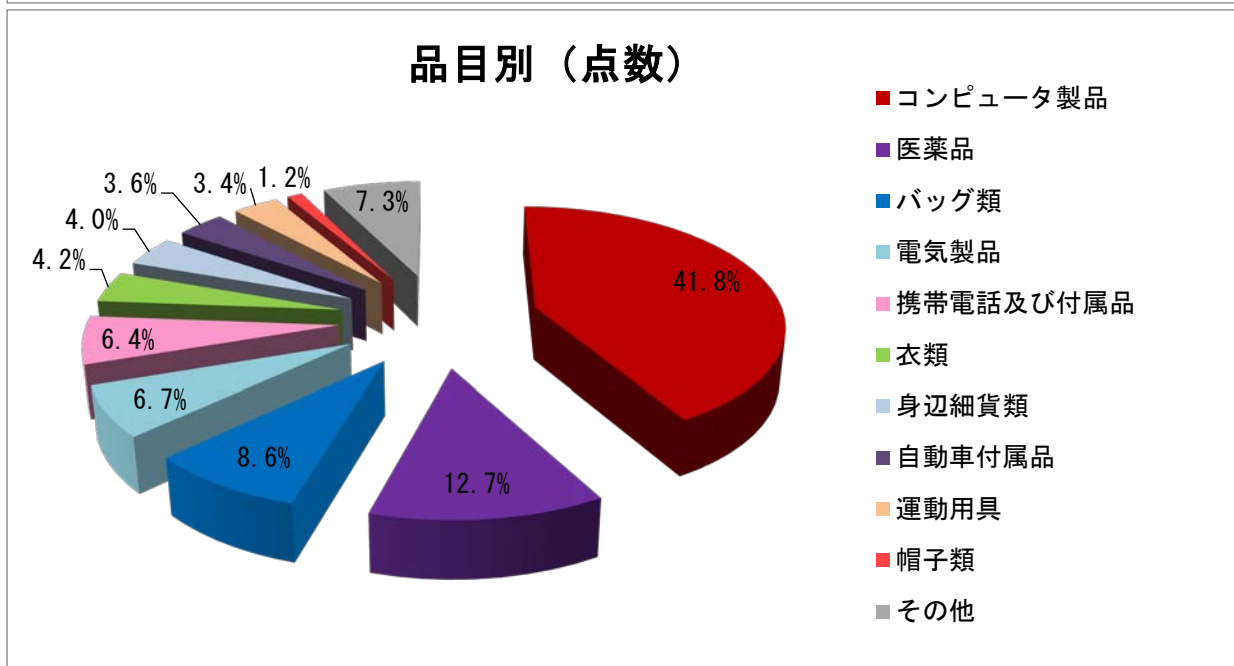
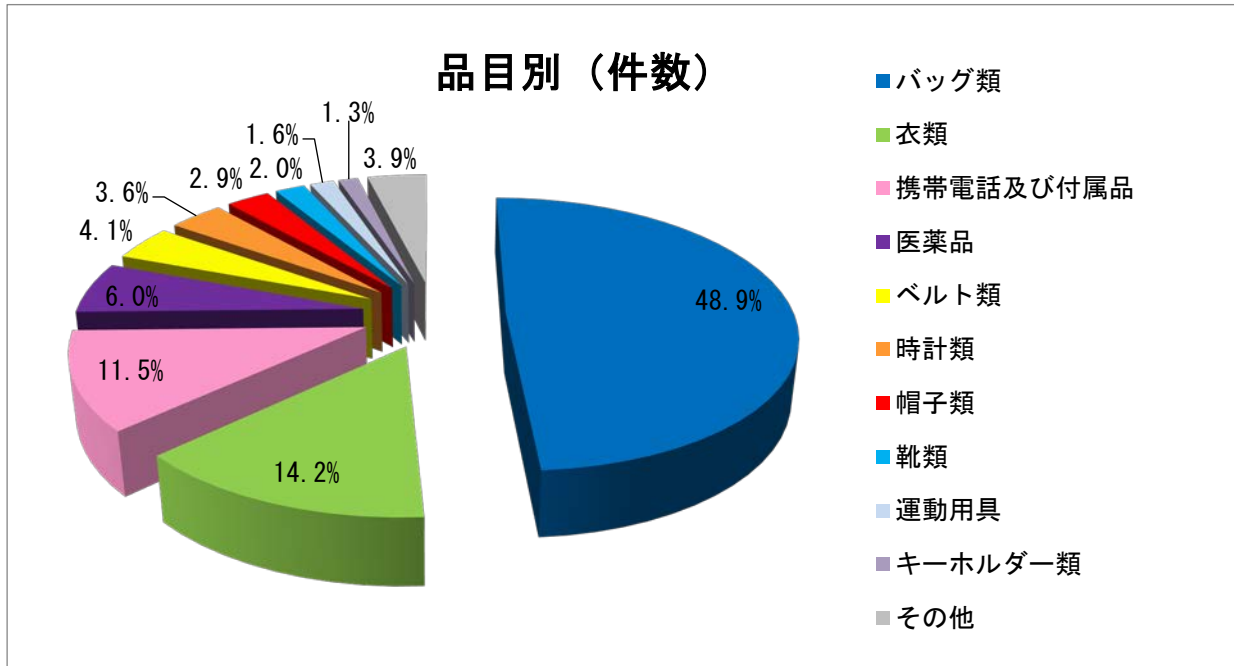
（注1）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。

（注2）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

### 3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 2,282 件（構成比 48.9%）と最も多く、次いで衣類が 661 件（同 14.2%）、携帯電話及び付属品が 537 件（同 11.5%）となっています。前年同期と比べて、医薬品の輸入差止件数が大幅に増加しています（約 40 倍）。
- ◆ 輸入差止点数は、コンピュータ製品が 15,389 点（構成比 41.8%）、次いで医薬品が 4,655 点（同 12.7%）、バッグ類が 3,167 点（同 8.6%）となっています。前年同期と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。



## 横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

### 輸入差止めが多い物品

バッグ類 (商標権)	衣類 (商標権)	携帯電話及び付属品 (著作権)
 <p>(ハンドバッグ)</p>	 <p>(コート)</p>	 <p>(スマートフォンケース)</p>

ベルト類 (商標権)	時計類 (商標権)	帽子類 (商標権)
 <p>(ベルト)</p>	 <p>(腕時計)</p>	 <p>(帽子)</p>

### 健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	眼鏡類 (商標権)	運動用具 (商標権)
 <p>(ED治療薬)</p>	 <p>(サングラス)</p>	 <p>(ゴルフグリップ)</p>

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

### 1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	4,179	5,184	5,506	2,630	4,056	154.2%	90.2%
香港	254	336	255	130	347	266.9%	7.7%
ベトナム	4	2	41	11	29	263.6%	0.6%
台湾	6	9	18	10	15	150.0%	0.3%
オランダ	28	2	43	3	13	433.3%	0.3%
その他	249	300	201	129	37	28.7%	0.8%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	36,292	40,069	35,177	21,768	23,650	108.6%	64.3%
香港	2,997	1,859	1,282	235	10,040	4272.3%	27.3%
韓国	1,997	892	718	338	915	270.7%	2.5%
ベトナム	53	15	2,871	1,980	870	43.9%	2.4%
タイ	772	1,203	5,109	4,712	856	18.2%	2.3%
その他	2,786	3,122	1,401	760	458	60.3%	1.2%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	2	1	1	1	0	全減	0.0%
	110	2,100	60	60	0	全減	0.0%
意匠権	1	22	35	21	3	14.3%	0.1%
	17	7,829	974	387	400	103.4%	1.1%
商標権	4,710	5,800	5,982	2,861	4,485	156.8%	99.7%
	44,659	34,416	44,474	28,474	36,184	127.1%	98.4%
著作権	11	18	53	33	10	30.3%	0.2%
	111	2,815	1,049	871	205	23.5%	0.6%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	0	0	1	1	0	全減	0.0%
	0	0	1	1	0	全減	0.0%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

### 3. 品目別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
バッグ類	1,201	1,675	3,188	1,384	2,282	164.9%	48.9%
衣類	113	177	391	193	661	342.5%	14.2%
携帯電話及び付属品	2,005	1,655	896	573	537	93.7%	11.5%
医薬品	102	61	58	7	281	4014.3%	6.0%
ベルト類	36	63	69	35	192	548.6%	4.1%
時計類	100	267	268	129	168	130.2%	3.6%
帽子類	52	120	65	21	134	638.1%	2.9%
靴類	782	970	735	375	92	24.5%	2.0%
運動用具	21	150	129	29	73	251.7%	1.6%
キーホルダー類	56	86	115	51	60	117.6%	1.3%
その他	517	897	617	350	182	52.0%	3.9%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
コンピュータ製品	947	2,505	5,503	5,363	15,389	286.9%	41.8%
医薬品	2,849	2,872	1,775	180	4,655	2586.1%	12.7%
バッグ類	5,577	3,307	4,880	2,260	3,167	140.1%	8.6%
電気製品	3,249	6,245	2,920	1,819	2,480	136.3%	6.7%
携帯電話及び付属品	6,154	9,157	4,209	2,082	2,349	112.8%	6.4%
衣類	1,055	5,439	2,804	887	1,530	172.5%	4.2%
身辺細貨類	1,884	1,118	2,953	1,617	1,488	92.0%	4.0%
自動車付属品	1,431	1,853	7,875	6,459	1,333	20.6%	3.6%
運動用具	775	2,936	1,772	344	1,269	368.9%	3.4%
帽子類	204	863	469	92	429	466.3%	1.2%
その他	20,772	10,865	11,398	8,690	2,700	31.1%	7.3%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### 4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
一般貨物	23	13	10	7	14	200.0%	0.3%
	8,571	14,593	8,566	7,155	17,920	250.5%	48.7%
郵便物	4,697	5,820	6,054	2,906	4,483	154.3%	99.7%
	36,326	32,567	37,992	22,638	18,869	83.4%	51.3%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

#### 5. 知的財産別輸出差止実績

令和元年上半期において、輸出差止実績はありませんでした。

### 《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官  
〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1  
TEL 045-212-6116(直通)  
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>  
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。



## 第733回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年10月 3日（木） 12時から
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
  - (1) 消費税引上に伴う分類の特例扱い等について（少額合算関係）【資料1】  
坂口 統括審査官
  - (2) コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について 【資料2】  
永井 統括審査官
  - (3) ワシントン条約に係る制度の導入について（ワニ皮タグ制度）【資料3】  
（科学施設登録制）【資料4】  
高橋 特別審査官
  - (4) 日米貿易交渉の状況について（科学施設登録制） 【資料なし】  
中澤 原産地調査官
  - (5) 知的財産侵害物品の差止状況について（知財） 【資料5】  
粥川 知的財産調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 <u>令和元年11月20日(水)</u> 12:00～</p> <p>開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: <a href="mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp">bra_yokohama@kanzei.or.jp</a></p>
--

横浜通関業会消費税の軽減税率制度説明会における質疑応答等

(説明会日程)

宮城地区(仙台港国際ビジネスサポートセンター(アクセル)):2019.9.19

本関地区(横浜税関本関7F):2019.9.20

No.	質問事項概要	詳細	回答
1	輸入された飲食料品のその後の販売	輸入申告時に飲食料品として判定して、軽減税率を適用して許可を受けた貨物が、国内引取り後に飼料として取引され際の取扱いを伺いたい。	輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として、国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。
2	酒類の原料の取扱いについて	酒税法に該当する酒類は、軽減税率の対象品目から除外されていますが、蒸留酒の原料となる物品は軽減税率は適用されますか。	蒸留酒を製造するための原材料である物品(麦など)は食品表示法で定義される「食品」に該当し、酒税法で定義する酒類ではないので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供するものであることから、その輸入は軽減税率の適用対象となります。
3	一体貨物に含まれる食品に係る部分の割合の合理的な方法による計算ができない場合について	一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が、課税価格、国内販売価格や製造原価等価格資料が入手困難なため、合理的な方法により計算が行えない場合は、標準税率を適用することとなりますか。	輸入する一体貨物について、食品に係る部分の価額に占める割合を合理的な方法により計算が行うことが困難な場合には、税関にご相談ください。
4	食品サンプルの取扱い	社内検討用としての目的で食品サンプルを輸入する場合は軽減税率の適用は可能か	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。したがって、「飲食料品」として軽減税率の適用を受けて輸入したものを、結果として飲食に供しない食品サンプルとして使用した場合について、事後に標準税率に修正する必要はありません。他方、人の飲食に供しないものとして輸入する食品のサンプルについては、標準税率が適用されます。
5	予備申告の取扱い	9月30日に予備申告して、10月1日に本申告に切替は可能か	そのまま、本申告に切り替えるとエラーとなります。9月までは消費税コード「F2」を入力しておりますので、本申告への切り替え前に税関に連絡して軽減税率適用「F3」、標準税率適用「F4」の入力変更が必要となります。
6	検査のため許可保留となった輸入申告及び事後審査扱いの輸入申告の適用法令日	9月中に輸入申告して、10月に税関検査となっても旧税率での輸入許可書を発行して頂けるのか。また同様に9月中に輸入申告して事後審査扱いとなり、10月に事後審査終了となった場合は如何か。	一般的な輸入申告の法令適用日は申告の日となりますので、いずれも9月中の申告であれば、消費税は引き上げ前の税率が適用されます。
7	包装材料の取扱い	食品とともに販売される包装容器は軽減税率が適用されることになるが、輸入申告ではどうなるのでしょうか。	包装容器が飲食料品として輸入申告されるのであれば、軽減税率が適用されますが、飲食料品とは別欄で包装容器として申告されれば標準税率適用となります。
8	見本持出貨物の取扱い	食品として輸入して、事前の分析などのため輸入者の責任で見本持出しをし、結果的に商品として適さないとなり、見本持ち出し分を廃棄した場合、その見本持ち出し分の消費税はどのようになるのか。	輸入者が飲食料品として輸入したのが、申告前に飲食料品に適しない結果となれば、飲食料品として軽減税率を適用することは困難と思われます。従って、見本持ち出し分は標準税率を適用することになります。

No.	質問事項概要	詳細	回答
9	食品への転用可能性があるため、食品届出を行って輸入する歯磨き粉用香料の取扱い	食品としても使用が可能な香料を食品衛生法の食品届出をして輸入するのですが、その使用目的が歯磨き粉の場合、軽減税率の適用は可能ですか。	輸入者の輸入目的で軽減税率の適否が判断されますので、当初から歯磨き粉のための香料としての輸入目的があるのであれば、食品届出を行っていても標準税率が適用となります。
10	同一貨物で消費税の税率区分により欄を分けて申告したため申告価格が20万円以下となった場合の取扱い	消費税の区分により、例えばHSコードが同一でも「18万円と3万円」とに分かれて2欄申告された場合の少額合算の取扱いはどうなるのか。	同一貨物(HSコード、適用税率単位)では「21万円」となるので少額合算の対象とはならないが、統計計上では双方とも20万円未満となるので、HSコードの末尾が「E」(普通貿易統計除外扱い)で申告することになりますので、留意ください。  また、本事例は少額合算の対象とはなりません。基本通達67-4-17の規定に基づいて少額合算を行う場合には、消費税の区分により標準税率と軽減税率を分けて取りまとめた上で合算することとなりますので留意ください。
11	酒税法の酒類を使用した食品の取扱い	ウイスキーボンボンのようなアルコールを含んだ食品は、軽減税率の適用に何か問題はありますか。	酒税法に規定する酒類に該当しない商品であれば、特に問題はありませぬ。
12	食品の届出を行って輸入するが、飼料として使用する貨物の取扱い	弊社の扱い貨物で、食品届は添付されているが、納入先が飼料工場となっている貨物があるのですが、その貨物に対する軽減税率はどうなるか。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 本件のように、飼料として輸入するのであれば、食品届を提出していても標準税率が適用されます。
13	厚生労働省の確認を受けて食品届出を行わずに輸入する食品用見本の取扱い	本格的な輸入取引を前提として、最初にサンプルを輸入するのですが、厚生省の確認を受けて食品届は不要となります。分析などが目的なのですが、軽減税率の適用は可能か。	保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものかどうかにより判定されます。 したがって、当該食品用見本を人の飲食に供しないものとして輸入する場合(単に見本としてのみ使用し、人の飲食に供しない場合)には、標準税率が適用されます。
14	食品の飾りとして使用する笹の葉、菊の花の取扱い	お弁当などに添える飾りとしての「笹の葉」「菊の花」などは軽減税率適用が可能ですか。	飲食料品として同一所属に分類して輸入されるのであれば軽減税率の適用は可能であるが、「笹の葉」「菊の花」を飾りとして単体で、又は飲食料品とは別欄で申告する場合は標準税率が適用されることとなります。 ただし、飲食料品に分類されていても「笹の葉」「菊の花」が高価のものがある場合には、その価額の割合により標準税率が適用されることもあります。 なお、「菊の花」などは飾りにもなりますが食べられるものもあるので、輸入者の輸入目的の把握を十分に行なって頂き、飲食料品かどうかを確認することが必要となります。
15	事後調査による軽減税率の否認について	輸入時に8%として軽減税率を適用して輸入した貨物が結果として国内で10%で取引された場合、輸入者に調査で入られる事後調査で指摘されますか。	課税貨物が「飲食料品」に該当するかどうかは、輸入の際に、人の飲食に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定されます。 輸入申告の際に、人の飲食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、輸入後の取引において標準税率が適用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率が適用されることにはなりません。

## コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について

### NACCS掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年9月30日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に対して令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動後のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和元年10月1日から使用可能となります。

【コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS用品目コード	備考
110812099+	1108120996	その他のもの（通常時）
	1108120020	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1108120031	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108120042	TPP11協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）



## ワニ皮タグを発行する制度を導入します

ワシントン条約決議に基づくワニ皮タグの制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、輸入され加工されたワニ皮を再輸出する申請者に対し、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入します。

全てのワニ目の種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）」の規制対象となっています。

加えて、ワシントン条約の決議では、ワニ目の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前のものを除く。以下、「ワニ皮」という。）の輸出入に際して追跡可能性（トレーサビリティ）確保のため、

1. 原産国が発行した識別情報を付したタグ（以下、「ワニ皮タグ」という）を添付して輸出すること
2. 再輸出国においても、輸入後の加工や分割により輸入時に添付されていたワニ皮タグがはずれた場合は、再輸出国が発行した新たなタグを添付して再輸出できること

旨が勧告されており、締約国の裁量によりこの制度を導入することができます。

我が国はワニの原産国ではありませんが、外国から輸入したワニ皮を加工して再輸出する事業者等があります。これまで我が国はワニ皮タグの制度を導入していなかったため、国内加工の際、ワニ皮タグが外れたり、分割によりワニ皮タグが当初より付いていないワニ皮が発生したりした場合には、ワシントン条約の決議に基づく識別番号を付した新たなタグを添付して再輸出することができない状況でした。

そのため経済産業省は、ワシントン条約の決議に基づき、輸入されたワニ皮を加工して再輸出する際に、ワニ皮タグを発行する制度を10月より導入することとしました。

本制度の導入により、ワニ皮に適切なワニ皮タグが付いていない場合の輸出入は今後認めないこととなります。これにより、違法取引の防止やワニの資源管理を目的とした当該決議に基づく国内措置の実効性を確保します。

担当 貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室長河野光浩 担当者：菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291~3292)

03-3501-1723(直通) 03-3501-0997(FAX)



(参考2) ワニ目の種の皮 (キヤレコ)



(参考1) ワニ目の種の皮 (脇腹)





เลขที่ Book No. ฉบับที่ Sheet No.		1.ใบอนุญาต PERMIT นำเข้า <input type="checkbox"/> IMPORT ส่งออก <input checked="" type="checkbox"/> EXPORT นำผ่าน <input type="checkbox"/> TRANSIT		2.มีผลใช้บังคับ Valid to April 30, 2018
3.ผู้รับมอบ : Consignee		4.ผู้ถือใบอนุญาต Permittee		
5.เงื่อนไขพิเศษ : Special conditions Purpose: T		6.หน่วยงานราชการผู้ออกใบอนุญาต : Management Authority Department of Fisheries, Phaholyothin Rd., Chatuchak, Bangkok 10900, Thailand Fax: 66-2562-0530, Email: citesdof@yahoo.com		
7.ชื่อสามัญ : Common name	8.ชื่อวิทยาศาสตร์ : Scientific name	9.ลักษณะของสัตว์ป่า หรือซากของสัตว์ป่า : Description	10.บัญชีไซตัสที่มา : Appendix/Source	11.จำนวน/น้ำหนัก : Quantity ↓ 数量
A. Freshwater crocodile	<i>Crocodylus siamensis</i>	Salted Skin (TH SIA 0158204-0158303) ↑ 100個のタグ番号	12. D ประเทศต้นกำเนิด : Country of origin THAILAND ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	100,000 Pcs.
B	-- Nothing is followed --		ประเทศต้นกำเนิด : Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
C			ประเทศต้นกำเนิด : Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
D			ประเทศต้นกำเนิด : Country of origin ใบอนุญาตเลขที่/วันที่ : Permit No./Dated	
12. ใบอนุญาตนี้ ออกให้โดย : THIS PERMIT IS ISSUED BY Bangkok Thailand November 1, 2017 สถานที่ Place วันที่เดือนปี Date				
		(Suttinee Limthammahisorn) Director Fisheries Resources Management and Measures Determination Division for Director General		สัตย์ชน และตราสำหรับราชการ : Official stamp and title
13. รับบันทึกการตรวจควบคุมโดยเจ้าหน้าที่ของด่านศุลกากร : EXPORT ENDORSEMENT		14. หมายเลขใบรับส่งสินค้า : Bill of Lading / Airway Bill No.		
15. ชื่อท่าเรือ Port of Exportation		16. วันที่เดือนปี Date		17. ลายมือชื่อ Signature
18. จำนวนน้ำหนัก : Quantity		19. ตราประทับและตราสำหรับราชการ : Official stamp and title		

## ワニ目識別コード

種	コード
<i>Alligator mississippiensis</i>	MIS
<i>Alligator sinensis</i>	SIN
<i>Caiman crocodilus apaporiensis</i>	APA
<i>Caiman crocodilus chiapasius</i>	CHI
<i>Caiman crocodilus crocodilus</i>	CRO
<i>Caiman crocodilus fuscus</i>	FUS
<i>Caiman latirostris</i>	LAT
<i>Caiman yacare</i>	YAC
<i>Crocodylus acutus</i>	ACU
<i>Crocodylus cataphractus</i>	CAT
<i>Crocodylus intermedius</i>	INT
<i>Crocodylus johnsoni</i>	JOH
<i>Crocodylus mindorensis</i>	MIN
<i>Crocodylus moreletii</i>	MOR
<i>Crocodylus niloticus</i>	NIL
<i>Crocodylus novaeguineae</i>	NOV
<i>Crocodylus palustris</i>	PAL
<i>Crocodylus porosus</i>	POR
<i>Crocodylus rhombifer</i>	RHO
<i>Crocodylus siamensis</i>	SIA
<i>Gavialis gangeticus</i>	GAV
<i>Melanosuchus niger</i>	NIG
<i>Osteolaemus tetraspis</i>	TET
<i>Paleosuchus palpebrosus</i>	PAP
<i>Paleosuchus trigonatus</i>	TRI
<i>Tomistoma schlegelii</i>	SCH



## 科学施設間のワシントン条約対象貨物の輸出入手続を簡素化します

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認制度導入のお知らせ

2019年8月13日

経済産業省は、ワシントン条約決議に基づき、科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入手続を簡素化する制度を本年10月より導入します。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）では、指定する動植物やそれらを使用した製品等（以下、「貨物」という）を外国との間で輸出入する場合、個別の輸出手続き及び貨物によっては輸入手続が必要とされています。

一方、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、条約事務局に登録された科学施設間における科学研究目的の貨物の輸出入については、各国管理当局（日本においては当省）が認めるラベルを当該貨物に付すことにより、例外として条約に基づく輸出入手続の免除が認められています。

これまで我が国は、同制度を導入していませんでしたが、既に世界では先進国の大半を含む72か国で導入され、我が国の科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担も増大していることから、有識者による検討会議において科学研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止するための方策について検討を重ね、本年10月より当該制度を導入することとしました。

本制度の導入により、輸出入管理体制の構築等の所要の届出を行った科学施設の中で適切と認められる施設には、外国為替及び外国貿易法に基づく包括的な輸出入承認証（最大3年有効）が発行され、管理当局によって条約事務局に登録されるとともに、登録された国内外の施設間における貨物の輸出入は、ラベルを貨物に付すこと等を条件として、個別の輸出入手続が省略できることとなります。

### 担当

貿易経済協力局 貿易管理部

野生動植物貿易審査室長 河野 光浩

担当者： 菊島、宮本

電話：03-3501-1511(内線 3291～3292)

03-3501-1723（直通）

03-3501-0997（FAX）

1. 包括承認の種類及び対象

(2) 包括承認の対象

- ① 輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。) 別表第二の36の項に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について (平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号) で定める地域 (北朝鮮を除く。以下「締約国等」という。) であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条六に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設 (以下「外国特定科学施設」という。) に貨物が送付されるもの。
- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表 (昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。) 二の二の表の第2の1、三の7の(3)並びに8の(2)及び(3)に掲げる貨物 (以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。) の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの  
イ イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの  
ロ ウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市に限る。) を原産地とし、輸入公表二の表の第1のウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。) の項に掲げるもの  
ハ 種の保存法施行令別表第一又は別表第二の表一に掲げる動植物等

3. 特定科学施設包括承認の範囲


特定科学施設包括承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出及び輸入とする。

- (1) 上記1.(2)の輸出及び輸入
- (2) 輸出又は輸入する貨物は次に掲げるものに限り、かつ、合法的に取得された動植物等であること。なお、これらは冷凍標本を含み、動物標本にあつては血液及び精液を除く。
  - ① さく葉標本 (herbarium specimens)
  - ② 保存された博物館用の標本 (preserved museum specimens)
  - ③ 乾燥された博物館用の標本 (dried museum specimens)
  - ④ 包埋された博物館用の標本 (embedded museum specimens)
  - ⑤ 生きている植物 (live plant material)
- (3) 輸出又は輸入される貨物の用途が、分類学及び種の保存に関する科学研究であること。

(参考3) 諸外国のラベル (例)

※別添参照



 **Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora**  
Article VIII(e)  
SCIENTIFIC MATERIAL

1. Contents:

2. From (full name and address):

3. Registration No:

4. To (full name and address):


5. Registration No:   
Label No:

This part to be returned to the management authority immediately after use

Registration No of sender   
Registration No of recipient

Contents:

Label No:

 **Übereinkommen über den internationalen Handel mit gefährdeten Arten freilebender Tiere und Pflanzen**  
*Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora*  
Artikel VII Absatz 6 / Article VII (6)  
Wissenschaftliches Material / Scientific Material

1. Inhalt: / Contents:

2. Von (vollständiger Name und Anschrift): / From (full name and address):

3. Registrierungsnummer: / Registration No: DE

4. An (vollständiger Name und Anschrift): / To (full name and address):

5. Registrierungsnummer: / Registration Number:   
Etikett Nr.: / Label No:

**Dieser Teil ist nach Verwendung unverzüglich der Vollzugsbehörde zurückzusenden**  
*This part to be returned to the management authority immediately after use*

Registrierungsnummer des Absenders   
Registrierungsnummer des Empfängers

Inhalt: / Contents:

Etikett Nr.: / Label No:

様式1 (4 (1)、8 (1) 関係)

根 拠 法 規	輸出貿易管理規則第2条の2 輸入貿易管理規則第2条の4
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

### 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請書

※ 承認番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり申請をします。

申請する特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の範囲

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の3. に掲げるもの
---

※承認又は不承認

この申請を、  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号  
 輸出貿易管理令第8条第2項  
 輸入貿易管理令第4条第1項  
 輸入貿易管理令第5条第2項 } の規定により

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の5. に掲げる条件に従うこと。
--

経済産業大臣の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。  
 (2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

## 知的財産侵害物品の輸入差止件数が過去最多！

～令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

令和元年上半期（平成 31 年 1 月～令和元年 6 月）の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数は過去最多を更新、輸入差止点数は 3 万点を超える

- ・ 輸入差止件数は 4,497 件で、上半期の輸入差止件数としては過去最多を更新しました。
- ・ 輸入差止点数は 36,789 点で、5 年ぶりに 3 万点を超えました。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90% 超え

- ・ 仕出国（地域）別では依然として中国が大多数を占め、輸入差止件数で全体の 90.2%（4,056 件）、点数で全体の 64.3%（23,650 点）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、香港が前年同期と比べて約 42 倍（10,040 点）と、大幅に増加しました。

知的財産別：偽ブランド品などの商標権侵害物品の輸入差止点数が引き続き最多

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数・点数ともに最多となっており、輸入差止件数が全体の 99.7%（4,485 件）、輸入差止点数が全体の 98.4%（36,184 点）を占めています。

品目別：医薬品の輸入差止件数、点数が大幅増加

健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見

- ・ 品目別にみると、前年同期と比べて医薬品の輸入差止件数が約 40 倍、点数が約 25 倍となり、大幅に増加しました。
- ・ 使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある、医薬品、運動用具などの知的財産侵害物品の輸入差止めが引き続き散見されています。

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

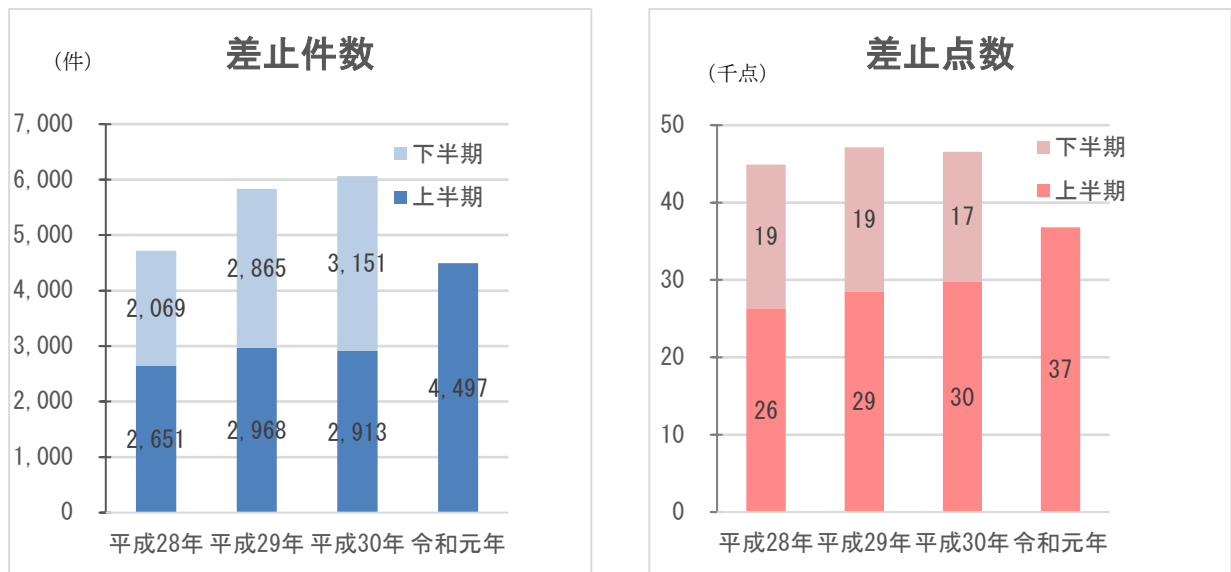
- ◆ 輸入差止件数は 4,497 件（前年同期比 54.4%増）で、上半期の輸入差止件数としては過去最多でした。
- ◆ 輸入差止点数は 36,789 点（前年同期比 23.5%増）で、引き続き増加傾向にあります。
- ◆ 一般貨物の差止点数は 17,920 点で、前年より大幅に増加（前年同期の 2.5 倍）しています。
- ◆ 川崎外郵出張所での国際郵便物における差止件数が 4,483 件で、前年より大幅に増加（前年同期の約 1.5 倍）しています。
- ◆ 1 日平均で 24 件、203 点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1 件の輸入申告又は郵便物に 20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1 件、20 点」として計上しています。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



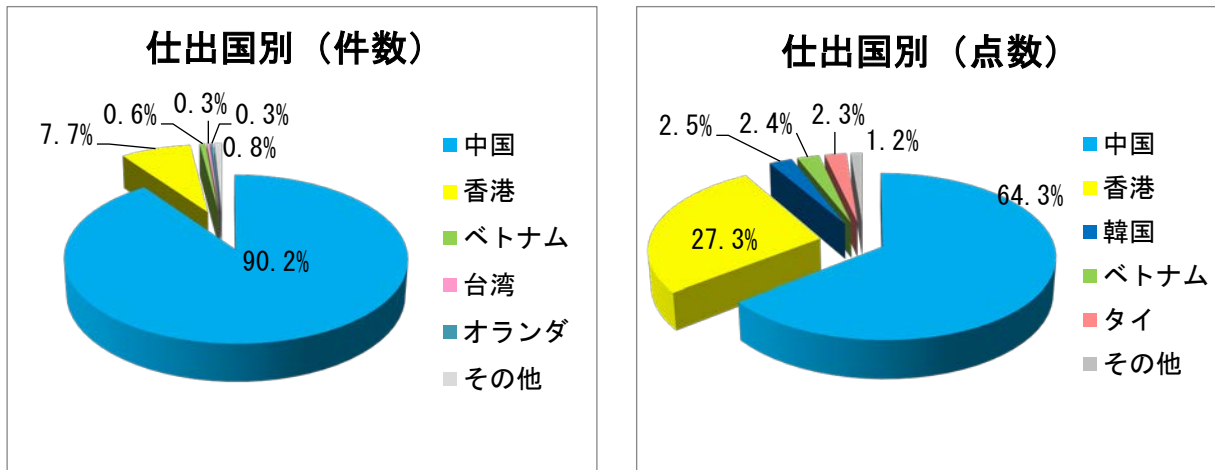
### <参考：全国実績との比較>

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 30 年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%
	点数	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%
全国 実績	件数	26,034	30,627	26,005	13,833	12,844	92.9%
	点数	622,665	506,750	929,675	673,404	577,534	85.8%

## 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが4,056件（構成比90.2%）、次いで香港が347件（同7.7%）、ベトナムが29件（同0.6%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが23,650点（構成比64.3%）、次いで香港が10,040点（同27.3%）、韓国が915点（同2.5%）と続いています。
- ◆ 中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

### 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

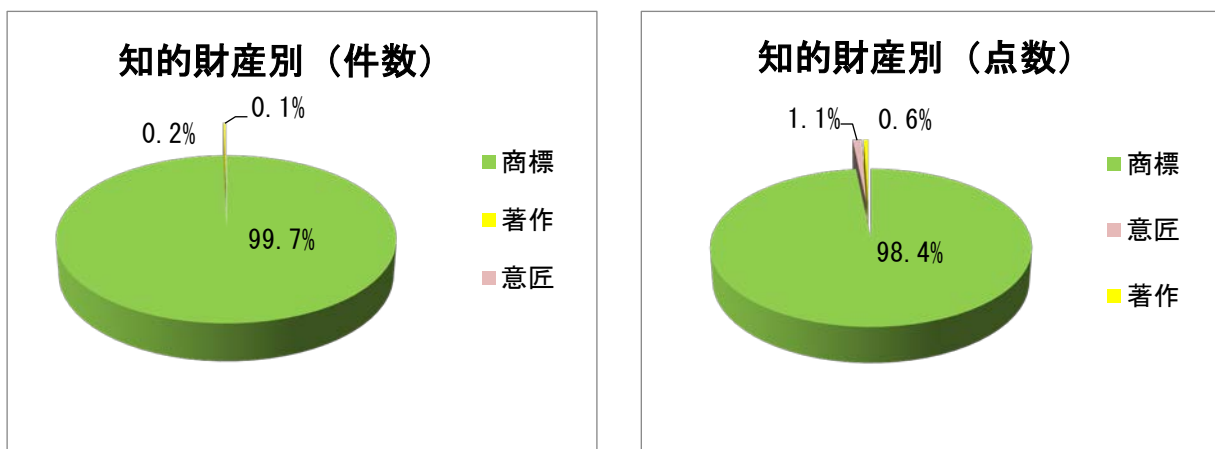


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が4,485件（構成比99.7%）で、全体の大半を占め、次いで著作権侵害物品が10件（同0.2%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が36,184点（構成比98.4%）で、件数と同様に大半を占める傾向は変わらず、次いで意匠権侵害物品が400点（同1.1%）となっています。

### 知的財産別輸入差止実績構成比



（注1） 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。

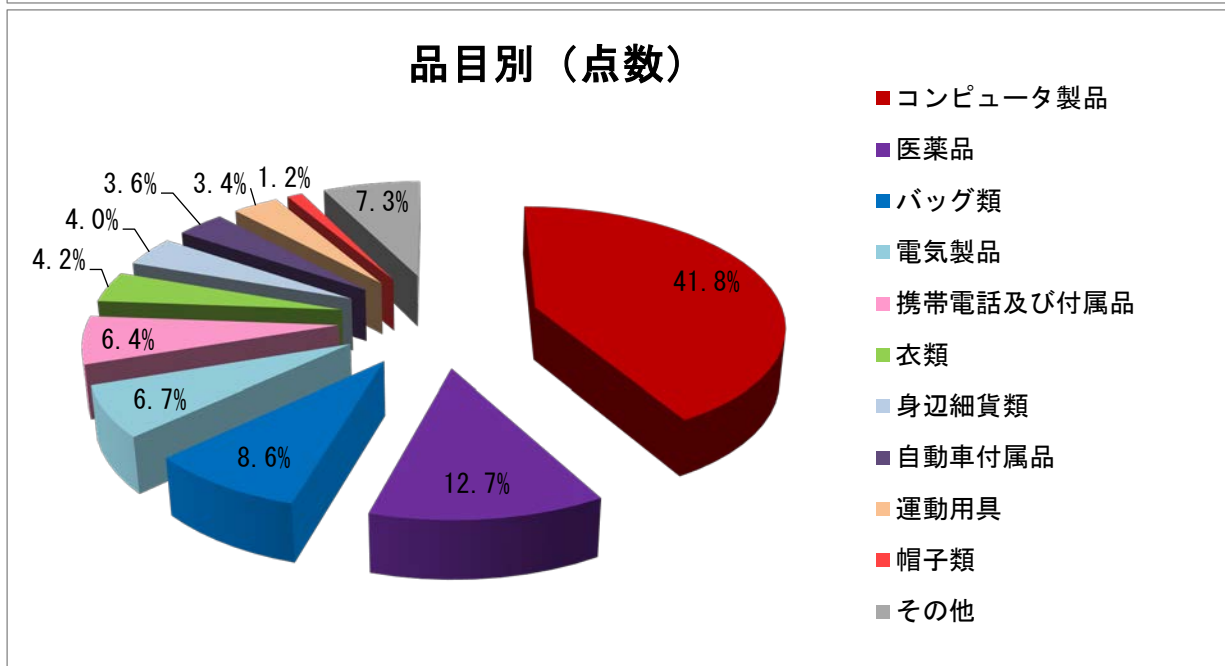
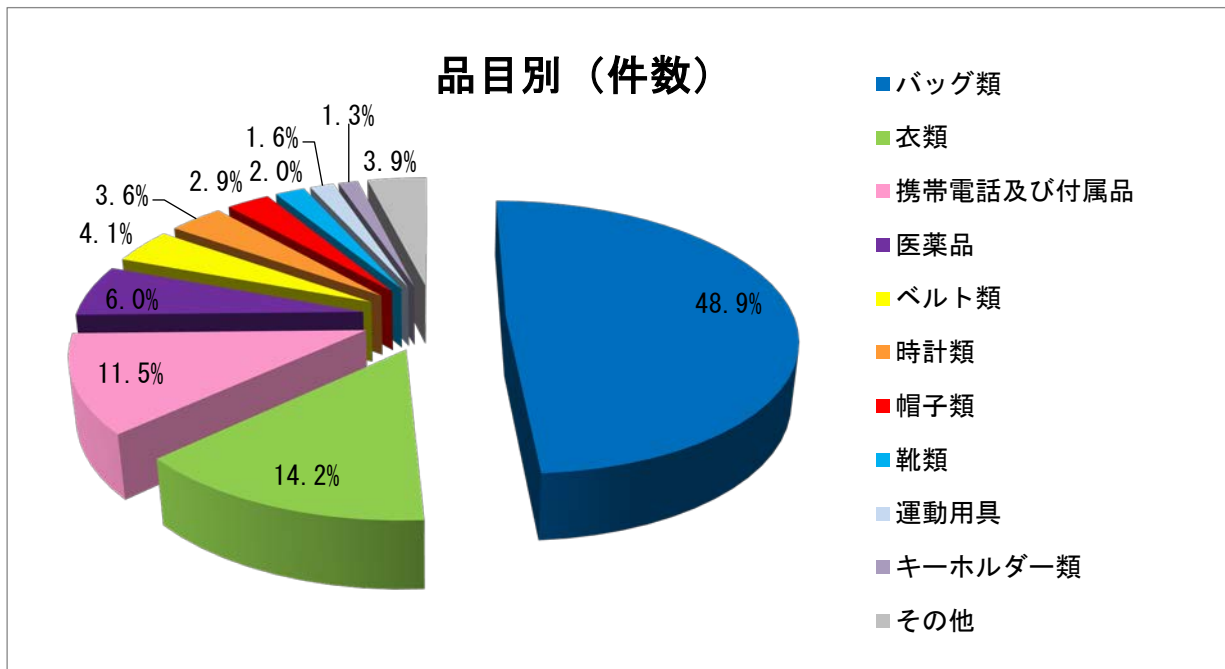
（注2） 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。



### 3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 2,282 件（構成比 48.9%）と最も多く、次いで衣類が 661 件（同 14.2%）、携帯電話及び付属品が 537 件（同 11.5%）となっています。前年同期と比べて、医薬品の輸入差止件数が大幅に増加しています（約 40 倍）。
- ◆ 輸入差止点数は、コンピュータ製品が 15,389 点（構成比 41.8%）、次いで医薬品が 4,655 点（同 12.7%）、バッグ類が 3,167 点（同 8.6%）となっています。前年同期と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

## 横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

### 輸入差止めが多い物品

バッグ類 (商標権)	衣類 (商標権)	携帯電話及び付属品 (著作権)
 <p>(ハンドバッグ)</p>	 <p>(コート)</p>	 <p>(スマートフォンケース)</p>

ベルト類 (商標権)	時計類 (商標権)	帽子類 (商標権)
 <p>(ベルト)</p>	 <p>(腕時計)</p>	 <p>(帽子)</p>

### 健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	眼鏡類 (商標権)	運動用具 (商標権)
 <p>(ED治療薬)</p>	 <p>(サングラス)</p>	 <p>(ゴルフグリップ)</p>

## 令和元年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

### 1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	4,179	5,184	5,506	2,630	4,056	154.2%	90.2%
香港	254	336	255	130	347	266.9%	7.7%
ベトナム	4	2	41	11	29	263.6%	0.6%
台湾	6	9	18	10	15	150.0%	0.3%
オランダ	28	2	43	3	13	433.3%	0.3%
その他	249	300	201	129	37	28.7%	0.8%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	36,292	40,069	35,177	21,768	23,650	108.6%	64.3%
香港	2,997	1,859	1,282	235	10,040	4272.3%	27.3%
韓国	1,997	892	718	338	915	270.7%	2.5%
ベトナム	53	15	2,871	1,980	870	43.9%	2.4%
タイ	772	1,203	5,109	4,712	856	18.2%	2.3%
その他	2,786	3,122	1,401	760	458	60.3%	1.2%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

## 2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	2	1	1	1	0	全減	0.0%
	110	2,100	60	60	0	全減	0.0%
意匠権	1	22	35	21	3	14.3%	0.1%
	17	7,829	974	387	400	103.4%	1.1%
商標権	4,710	5,800	5,982	2,861	4,485	156.8%	99.7%
	44,659	34,416	44,474	28,474	36,184	127.1%	98.4%
著作権	11	18	53	33	10	30.3%	0.2%
	111	2,815	1,049	871	205	23.5%	0.6%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	0	0	1	1	0	全減	0.0%
	0	0	1	1	0	全減	0.0%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

### 3. 品目別輸入差止実績

#### (1)件数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
バッグ類	1,201	1,675	3,188	1,384	2,282	164.9%	48.9%
衣類	113	177	391	193	661	342.5%	14.2%
携帯電話及び付属品	2,005	1,655	896	573	537	93.7%	11.5%
医薬品	102	61	58	7	281	4014.3%	6.0%
ベルト類	36	63	69	35	192	548.6%	4.1%
時計類	100	267	268	129	168	130.2%	3.6%
帽子類	52	120	65	21	134	638.1%	2.9%
靴類	782	970	735	375	92	24.5%	2.0%
運動用具	21	150	129	29	73	251.7%	1.6%
キーホルダー類	56	86	115	51	60	117.6%	1.3%
その他	517	897	617	350	182	52.0%	3.9%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

#### (2)点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
コンピュータ製品	947	2,505	5,503	5,363	15,389	286.9%	41.8%
医薬品	2,849	2,872	1,775	180	4,655	2586.1%	12.7%
バッグ類	5,577	3,307	4,880	2,260	3,167	140.1%	8.6%
電気製品	3,249	6,245	2,920	1,819	2,480	136.3%	6.7%
携帯電話及び付属品	6,154	9,157	4,209	2,082	2,349	112.8%	6.4%
衣類	1,055	5,439	2,804	887	1,530	172.5%	4.2%
身辺細貨類	1,884	1,118	2,953	1,617	1,488	92.0%	4.0%
自動車付属品	1,431	1,853	7,875	6,459	1,333	20.6%	3.6%
運動用具	775	2,936	1,772	344	1,269	368.9%	3.4%
帽子類	204	863	469	92	429	466.3%	1.2%
その他	20,772	10,865	11,398	8,690	2,700	31.1%	7.3%
合計	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。



#### 4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数  
下段:点数

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
一般貨物	23	13	10	7	14	200.0%	0.3%
	8,571	14,593	8,566	7,155	17,920	250.5%	48.7%
郵便物	4,697	5,820	6,054	2,906	4,483	154.3%	99.7%
	36,326	32,567	37,992	22,638	18,869	83.4%	51.3%
合計	4,720	5,833	6,064	2,913	4,497	154.4%	100.0%
	44,897	47,160	46,558	29,793	36,789	123.5%	100.0%

#### 5. 知的財産別輸出差止実績

令和元年上半期において、輸出差止実績はありませんでした。

### 《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官  
〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1  
TEL 045-212-6116(直通)  
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>  
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。